DOI:10.20776/S18814859-19-1-P49

【論説】

道徳的人権ではなく国際法的人権として人権は正当化されるべきなのか

――A・ブキャナンの「転向」を手がかりとする一考察[1]

筑波大学人文社会系助教
木山　幸輔

1．自然本性的構想の論者としての、かつてのブキャナン

「人権の哲学」として知られる英語圏規範理論の領域では、ある対立が近年見出されるようになっている。すなわち、自然本性的諸構想と政治的諸構想の対立である。

それぞれの構想には、多様な理解がしばしば与えられるが、それぞれの中心的主張を以下のように定式化することができる[2]。

---

[1] 本論文の完成に至るまで、多くのご厚誼を得た。R・クラフト教授・B・チャン教授との交流（註 3）に加え、決して読みやすいとは言えないブキャナンの *The Heart of Human Rights* の講読をもととして活発に言葉を交えてくれた、2021 年度筑波大学国際公共政策学位プログラム Seminar on Political Philosophy 参加の修士課程大学院生諸氏に感謝する――あなたたちと、意味と配慮に満ちた空間を作ることができたと勝手に思っている。脱稿前には、国際人権法学会付属の若手人権問題研究会（2022 年 8 月 20 日）にて、とても示唆的なコメントを多くいただいた。根岸陽太先生をはじめ、参加の方々から頂いた多くのご質問、ご配慮、ご示唆へ深く御礼申し上げたい。加えて、日本法哲学会（2022 年 11 月 12 日日本法哲学会学術大会分科会報告於中央大学後楽園キャンパス）およびそのプレ報告の招待を頂いた東京法哲学研究会（2022 年 10 月 15 日）にて、運営のお力とご配慮を頂いた方々――例えば前者の司会を頂いた瀧川裕英先生とお二人の報告査読者、後者の招待と司会を頂いた永石尚也先生――へ、御礼申し上げる。さらに、本論文掲載にあたり、編集・査読に関してお力を頂いた方々へ感謝申し上げる。最後に、本論文は公益財団法人村田学術振興財団研究助成 M22 助人 015「人権について道徳的権利と国際法的権利はどのような関係に立つのか：道徳・政治・法哲学と国際人権法の協働へむけて」および JSPS 科研費 21K12821 の支援による成果の一部である。

自然本性的構想の中心的主張：人間が人間としてもつ特性ゆえに人権が正当化される。

政治的構想の中心的主張：政治実践において人権が果たす役割ゆえに人権が正当化される。

本論文で考察の参照項としたいA・ブキャナンは、2000年代半ばにおいて、自然本性的構想の論者と目されていた。そうした理解を導いた彼の議論をいくつか見てみよう。

第1の例は、政治的構想の論者J・ロールズによる自然本性的構想批判、それに対するブキャナンの態度に見出せる。ロールズは、政治的構想の立場から、人間が持つ特性に人権を依拠させることが「偏見的（prejudicial）」であると自然本性的構想を批判した（Rawls 1999: 68=2006: 98）。それに対しブキャナンは、「ある共通の人間の特性（certain common characteristics of human beings）」に人権を依拠させる陣営を擁護していた（Buchanan 2006: 153 → 2010: 34）。

第2の例は、人権を保護する国際的秩序の正統性（legitimacy）を、偏狭性（parochialism）の異論に対してブキャナンが擁護する際にも見出せる。彼は2008年の論文で、国際人権法を適用・執行する国内的および地域的法廷や、国際条約・諸制度などからなる「人権の近代的構想（the modern conception of human rights）」は、以下のような形で正当化されるべきだと論じた。すなわち、人権に関する哲学的推論と、法的制度に埋め込まれた実践的推論が相互に影響を与え合う「ダイナミックなプロセス」を通じて、である（Buchanan 2008 → 2010: 75）。そしてブキャナンは、そうした「人権の近代的構想」にお

[2] この論争に焦点を当てる近年の代表的論文集として、Cruft, Liao & Renzo（(eds.) 2015）; Maliks & Schaffer（(eds.) 2017）; Etinson（(ed.) 2018）がある。これらの論集における多くの議論が、当該の対立構図それ自体の出現には同意している。なお、自然本性的構想はしばしば論者の強調点に応じて伝統的・哲学的・正統的・人間性的構想とも呼ばれ、政治的構想も論者の強調点から実践的・制度的・機能的構想などとも呼ばれる。

いて人々の「核心的利益（vital interest）」を保護する制度は、以下のときに限り、それが特殊な価値に基づくものであると批判する偏狭性異論から免れる、と論じた。すなわち、そうした制度が「人間の基本的利益への標準的脅威は何か」（Buchanan 2008 → 2010: 96）、あるいは、そうした脅威からの保護のために必要な諸権利やその履行の仕組みは何か、といった点に関し、信頼できる事実情報に依拠したり、情報に誤りがあった際に修正できたりする「認識的効能（epistemic virtue）」を有する限りで、である（Buchanan 2008 → 2010: esp. 75-77, 95-96）。こうした構想の一部として彼が述べた「穏当に客観主義的な人権の見解（the modest objectivist view of human rights）」は、人間の基本的諸利益――「まっとうな人間の生の構成要素」（Buchanan 2008 → 2010: 86）――を標準的脅威から保護するものとして、法的制度を位置付けるものであった（Buchanan 2008 → 2010: 85-86）。そしてブキャナン自身、そうした諸利益の内実は、「人間にとっての悲惨（misery）や品位低下（degradation）をもたらすもの」に関する、人間史における経験から得られるだろう、と述べていた（Buchanan 2008 → 2010: 86）。つまり彼は、人間が人間としてもつ特性（利益・福利）を、国際制度・国際法における人権の正当化に際する不可欠の要素としていたのだった。

邦語圏でも、こうしたブキャナンの議論は、いわゆるグローバル正義論の進展における重要な一里塚、井上達夫『世界正義論』によって注目された（井上 2012：123-126）。同書の中で井上は、ブキャナンの議論にかなり高い評価を下していた。井上は、例えば「何が『人間の基本利益』かを、人間性についての本質主義的独断に陥ることなく特定することが可能なのか」といった疑念をブキャナンに提起しつつも、「このような疑念を払拭するような仕方」における「理論的発展を私は期待」すると述べていた（井上 2012: 126）。

２．ブキャナンにおける転向

しかし、こうして自然本性的構想の論者と見なされ、邦語圏でもその発展が期待されたブキャナン自身は、注目されることに、2013 年出版の著書『人権の

心臓部（*The Heart of Human Rights*）』を中心とする一連の業績を転換点として、自然本性的構想の立場を離れた。代わりに、自身が「多元的正当化方法論」と呼ぶ方法に基づく人権構想を提案している[3]。

転向後ブキャナンにおいては国際法的人権システムに焦点が置かれる。本論文第 5 節で詳述するが、第 2—3 節で扱われる議論においても重要となるため、ここでは、ブキャナンにおいて「国連に基礎を置く人権法とそれを支える諸制度」（Buchanan 2013: 6）を意味する国際法的人権システムには、地位平等主義機能と福利機能が含まれることに留意されたい。地位平等主義機能とは、「全ての個人の平等な基本的道徳的地位の肯定と保護」をなす機能のことである（Buchanan 2013: p. 28）。例えば、同一権利内容を全員が保持すること、法の前の平等、抗差別権などがこうした機能を果たす。福利機能とは、ほとんど福祉国家のように個人の福利を保護する機能のことである。こうした機能をもつ国際法的人権システムを、ブキャナンは前提とするわけである。

そして、こうした国際法的人権システムの正当化を（人間の利益などに必ずしも依拠せず）多元的に行うことを人権正当化の基礎とする後者の構想は、今や政治的構想の一種として理解されるに至っている（e.g., Føllesdal 2017: 78; Cambell and Bourne 2018）。のみならず、『人権の心臓部』では自身の構想を既存の政治的構想と弁別しつつも一定の共感を示すことになった[4]ブキャナンは、2018 年の（スリーニヴァサンとの共著）論文では、「ある意味で我々の立場は政治的アプローチに賛成する（favour）」（Buchanan & Sreenivasan 2018:

[3] こうした「変化」は英語圏ではすでにいくつかの文献で記述されており（e.g., Tasioulas 2018: 73）、上述の変化の記述それ自体は本論文のオリジナリティでは全くない。私自身、この転向をきちんと考えるように、R・クラフト教授が度々促してくれたことから拙いながらも考える力をいただいた。クラフト先生と、ブキャナンへの共感をお示しになり私を説得しようとしてくれたB・チャン教授に感謝申し上げる。両先生とは、すでに 2018 年にブキャナンにおける転向の重要性について言葉を交えさせていただき、それなりに読み考えてきたのだが、こうして文章としてまとめることができたのが（種々の事情があったにせよ）遅くなっていること、また、邦語ではほとんど明示的に提示されてこなかった国際法的人権と道徳的人権の関係に関する序論的考察を示すことに意味を見出しているとはいえ、彼らが読むことができない言語で執筆していること、お詫び申し上げる。いつか異なる形で成果を示し言葉を交えたい。

212）と述べるまでに至っている。

とはいえ、これが転向と言えるかは、その語の意味によることもまた確認されるべきである。実際、3 節で詳しく紹介するようにブキャナンが人権正当化における人間の利益への依拠を離れたのは確かだが、自身が新たに提示する多元的正当化方法論において用いられる理論的資源は、2000 年代から示していた議論の発展でもある。とはいえ、人間の利益への依拠を明示的に離れ、国際法的人権システムに人権正当化の基礎を全面的におく態度を示したことをもって、転向と捉えておく[5]。

転向後ブキャナンの人権構想を、R・クラフトらは以下のように政治的構想の諸類型に位置付ける。すなわちC・ベイツやJ・ラズらの理論に代表されるような、政治実践と政治状況から人権を正当化する第 1 の種類の政治的構想、C・テイラーらの理論に代表されるような、重合的合意に依拠する第 2 の種類の政治的構想に続く、国際的舞台における法的実践に注視する第 3 の政治的構想の類型として、である（Cruft, Liao and Renzo 2015: 22-23）。こうして、転向後ブキャナンの議論は、「人権の哲学」における論争の中でその重要性が認識されつつある。

以下、本論文は、ブキャナンによる道徳的人権構想批判と、彼が代替的構想として提示する「多元的正当化方法論」の検討を通じて、人権の正当化において国際法的人権と道徳的人権が有する位置について考察を行いたい。

この本論文の目的を、ブキャナンにおける転向から述べれば、転向が擁護されるべきか考察することでもある。予め結論を示せば、基本的には、転向は不

4 『人権の心臓部』では、政治的構想の方に共感すると述べつつも、例えば以下のような留保を示している。第 1 に、既存の政治的構想は、国際法的人権システムを有すべきことの正当化を提示してこなかった（Buchanan 2013: 51-52）。第 2 に、国際的人権を自然権や道徳的権利が体現されたものと捉えない点でベイツのような政治的構想に同意できるが、国際人権システムそれ自体の正当化には自然権や道徳的権利を用いる余地があるかもしれないことを認める点で、自身の構想は異なる（Buchanan 2013: 83）。（なお、ラズにおいても道徳的権利が法的権利を支えるものと捉えられるから（cf. Mayr 2018; 木山 2022a: 3 章）、ブキャナンが共感を述べる種類の政治的構想はかなり限られることとなる。）

適切だと私は主張する。その含意として、自然本性的構想のように、利益に基づく道徳的権利として人権を構想することが重要であるとも主張する。

こうした考察の意義は以下の点にある。第1に、ブキャナンにおける転向、あるいは英米圏で影響力を増している国際法的人権システムに依拠した人権正当化に関する哲学的考察は、管見のところ邦語では紹介もされていない。だから、当該の仕方での人権正当化を目指す最も体系的な議論としてブキャナン理論を検討することに意味はあるだろう[6]。今後、ブキャナンに沿って考えたい読者諸氏には参照点を、私のように批判的に捉えたい読者には、英語圏の先行研究と比しても一定程度包括的な一検討として参照項となればと思う。

第2に、より実質的なこととして、英語圏における論争においても、彼における転向後の立場について、以下の点は十分に指摘されずにいるように思われる。すなわち、「多元的正当化方法論」は、現行の国際法的人権システムへの支持理由や正統性を問うことで国際法的人権を正当化しようとするが、それには、

---

[5] ブキャナンの転向それ自体は漸次的に行われ、2013年の著書以降は明晰にそれが示されていると捉えられるだろう。たとえば先述のBuchanan（2006→2010）；Buchanan（2008→2010）のみならず、Buchanan（2010→2014）でも人権の基礎として利益やケイパビリティ（が少なくとも多分に）重視されている。他方、後述するような国際法的人権システムおよびそこにおける正統性の重視も、2000年代の論文から示されてきている。両者の併存は、2013年の著書の頃、国際法的人権システムの正当化とそこにおける個別の人権の包摂という形をとってまとめられたといえるだろう――そこにおいて利益に基礎を置く道徳的権利への依拠は拒絶されるに至った。本論文は、多分に過渡期的性質を示す論文については、2013年の著書以降の主張と整合する論拠・論証に限って、転向後ブキャナンの主張を補強しうるものと捉える。例えば、Buchanan（2012）などでは、道徳的権利では国際法的人権実践に含まれる平等主義を説明できないと批判されつつ（Buchanan 2012: 288ff)、「法的権利は道徳的人権を達成するのを助ける試みとして最もよく見られるという想定」は国際法的人権の発展とよく整合するとも述べられている（Buchanan 2012: 295)。こうした反映的見解にあたるような国際法的人権の発展に関する見解について、『人権の心臓部』では、確かに国際法的人権システムの創設者たちは道徳的権利に法的効果を与えようとしたのだろうが、そうした意図を超える形で国際法的人権システムは発展した、という理解を示すに至っている（Buchanan 2013: 73)。

[6] 他の類似した議論を示す論者として、例えば、サマンサ・ベッソン（Samantha Besson）や、ブキャナンとの共同研究者ゴスペル・スリーニヴァサン（Gopal Sreenivasan）の名を上げることができる。

以下を含む深刻な難点がはらまれること。すなわち、こうした理論的戦略をとるなら、国連を中心とし成立している国際法的人権に関わる現行制度の外でも人権要求が成立しており、また新たな諸制度が成立しうること――そしてその方が望ましいことがありうること――が見逃されてしまうことである。

そうであるなら、彼の転向を参照項とする考察は、自然本性的構想に対し政治的構想が影響力を増す今日において、適切な人権構想を提示するための重要な位置を持つだろう。本論文の場合には自然本性的構想を擁護することになる――なお、本論文において、特に権利が利益に基づくと捉える種類の自然本性的構想をブキャナンおよび私は想定していることに留意されたい[7]。

行論は以下の形をとる。本論文はまず、ブキャナンによる、彼が「反映的見解」と呼ぶものへの批判を分析・評価する（第 3・4 節）。その後、彼が提示した「多元的正当化方法論」を吟味し、評価を示したい（第 5・6 節）。最後に、本論文による議論の含意を示す。

3．ブキャナンによる「反映的見解」批判

転向後ブキャナンが（かつて自身もそれを採用していたと述べつつ（Buchanan 2012: 280; Buchanan 2013: 13-14））批判するのは、国際法に対し哲学的理論が保ってきた態度である。転向後ブキャナンがしばしば主たる論敵として名指す（Buchanan 2013: 5, 18-20, et passim）、哲学者 J・グリフィンによる議論をみておこう。

[7] 自然本性的構想は、権利の利益説のみならず意思説もとることができるし、両者の統合を目指す重要な議論も現れている（e.g. Cruft 2019）。ただ、第 1 に、R・クラフトも言うように、自然本性的構想の主要理論は基本的に利益説と「構造的に類似した理論」をとってきたこと（Cruft 2019: 14, n. 11; cf. 木山 2022a: 54）、第 2 にブキャナンの批判対象が利益説であること（、第 3 に私自身が利益説に依拠することが適切と考えていること――論証は本論文ではできない――）から、こうした想定をとることは本論文の意義を大きくは削がないだろう。

3.1. グリフィンと国際法

グリフィンは、国際法に示される人権リストそれ自体も、それが適切と評価されるためには「基準的定式（canonical formula)」を必要とし、この定式の提示こそ哲学的理論がなすことだと捉える（Griffin 2008: Ch. 11, esp. 210-211)。そうした「基準的定式」として彼が用いるのは、自然本性的構想の論者として自身が発展させてきた人格性理論（the personhood account）である。この理論は、価値ある生を選択・追求する主体という意味での「規範的主体」として人間がもつ利益・価値、特に「規範的主体」たるために必要な最高次の価値としての「自律」「自由」「最小限の備え」に人権の基礎を見出す。そしてグリフィンは、そうして提示する哲学的理論をもとに、世界人権宣言をはじめとする国際法文書に提示される人権リストの評価を行う。こうした評価は、グリフィンが、自身の哲学的理論から、国際法的リストに含まれる諸権利を「受容できないケース」「議論の余地があるケース」「受容可能なケース」の 3 カテゴリーに区分する際に顕著になる。たとえば、「平和への権利[8]」「労働への権利（世界人権宣言 23 条 1 項)」「到達できる最高度の肉体的・精神的健康を享受する全員の権利（社会権規約 12 条 1 項)」のようなものは人権ではあり得ず（自身の理論から）「受容できない（unacceptable）ケース」のカテゴリーに入るとされる。というのも、個人が規範的主体たることを保証するのに、「平和」、（充実した社会保障がある中での）「労働」、（現行世界で）「到達できる最高度の健康」が必要とは考えられないからだ（Griffin 2008: 194, 207-208)。また、法の下の平等を謳う諸権利のうちでも、誤審の場合に補償を受ける権利（自由権規約 14 条 6 項）や同一労働同一賃金（世界人権宣言 23 条 2 項）は、「議論の余地がある（debatable）ケース」のカテゴリーに入るとされる（Griffin 2008: 198-199, 209)。というのも、誤審の補償がなくとも、あるいは同一労働に異なる賃金が支払われても、「最小限の備え」があれば規範的主体としての地位は掘り崩されないとされるからだ。そして、上記 2 カテゴリーを除けば、自身の哲学的理論

[8] たとえば、「戦争のためのいかなる宣伝も法律で禁止する」という市民的及び政治的権利に関する国際規約 20 条 1 項がこれを示唆すると解される（Griffin 2008: 194)。

は国際法文書における多くの権利リストを受容することとなり、それら国際法における権利は「受容可能な（acceptable）ケース」に入るとされる（Griffin 2008: 202）。

3.2. 反映的見解

しかし、ブキャナンはこうした道徳的権利に基づく国際法における権利の評価には、「反映的見解（the Mirroring View）[9]」と自身が呼ぶものが含まれてしまっていると批判する。反映的見解とは、「国際法的人権システムに、ある権利を包含することを正当化するには、その権利に対応（correspond）し事前に存在する道徳的人権が典型的には存在しなければならない」とする見解である（Buchanan 2013: 14. cf. 17, 50-51）。つまりこれは、国際法的人権の必要条件として、対応する道徳的権利の存在を要求する見解である（Buchanan & Sreenivasan 2018: 214）。

ブキャナンが主張するところ、反映的見解には概して以下の問題がある。

第 1 に、人権の語で、ひとつの概念が存在すると捉えられてしまっている（Buchanan 2013: 10）。つまり、「人間性ゆえに」もつ権利と国際法的人権は別種のものでありうるのに、同じ概念について論じているかのように扱ってしまっている（Buchanan 2013: 12）。

---

[9] ここで、2 つの注意が必要である。

第 1 に、反映的見解は、自然本性的構想のみがとるものではない。ブキャナンは、政治的（ラズの表現では実践的）構想の代表的論者 J・ラズにおいても反映的見解が採用されていると批判する（Buchanan 2013）。というのも、ラズにおいても依然、人権たるべき法的権利は、道徳的権利の部分集合なのだと捉えられているからだ（Raz 2010: 335; Raz 2015: 228; cf. 木山 2022a: 53）。

第 2 に、かつてブキャナンが「基礎づけ的見解」と呼んだものと、反映的見解は異なる。彼は、Buchanan（2012）では、「国際法的人権の適切な正当化は、道徳的人権への訴えかけを要請する」という見解を、「基礎づけ的見解（the Grounding View）」と呼び（280）、魅力と不十分性を述べている。反映的見解と基礎づけ的見解の相違は、法的権利と道徳的権利が「対応（correspond）」することを求めるか、前者の後者への「訴えかけ（appeal）」でよいか、という点に求められる。自身を反映的見解とは捉えない自然本性的構想の論者（e.g., Tasioulas 2018）も、「訴えかけ」が必要であることは認めるだろう。

ブキャナンによれば、近代人権実践に歴史的に先行する「道徳的」人権について語るのならば、グリフィンのように語っても構わない（Buchanan 2013: 5）。しかし、そうした語りは人権実践を規制するための基礎にはならない。その理由はこうだ。現行人権実践は国際法的人権を中心に成立しており、そうした形で成立している実践――「国際法的人権システム」――が評価されなければならない。しかし、当該実践自体は道徳的人権を実現するためのものでは必ずしもないとブキャナンはみるからだ（Buchanan 2013: 7; Buchanan 2015: 249）。

第 2 に、国際法的人権システムが「道徳的に正当か（morally justifiable）」の問いを扱っていない（Buchanan 2013: 10）[10]。この問いの回答への探究は、ブキャナンをして、国際法的人権システムを前提とした多元的正当化方法論へと導く。

ブキャナンがいう第 2 の問題に関する検討は 6 節に譲り、以下ではまず、道徳的人権と国際法的人権は別種のものであり、後者が前者を実現するものと捉える必要はないとするブキャナンの議論を検討しよう――彼はそれを「反映的見解」批判という形で示している。反映的見解批判は、主には 2 つの論証によってなされるものと理解される[11]。

---

[10] こうした問いの萌芽は、Buchanan（2012: sect. 4）にも見られる。

[11] 本文中で検討を行わないブキャナンによる「反映的見解」批判として、以下がある。簡単に紹介し、私見を述べたい。

第 1 は、齟齬批判である。すなわち、正当化される国際法的人権には、対応する道徳的人権の存在しないものがあり、後者では前者を説明できない、というものだ。この批判をするのに、ブキャナンはかなりの紙幅を割いているのだが、以下の理由から、本論文では検討を 6 節に譲るか行わない。まず、説明されるべき国際法的人権が正当化されるべきことを、ブキャナンは多元的正当化方法論により示すため、そちらの検討において道徳的人権の適切性を論じられれば（6 節）、齟齬批判の牙は抜かれる。次に、齟齬批判は、道徳的権利として人権を擁護しようとする陣営が、一対一対応で道徳的権利と法的権利が結びつくという、先行研究の読解として適切でないと思われる想定に依拠している。道徳的権利として人権を正当化しようとしてきた論者は、今日「リンケージ論証」と呼ばれるもの、すなわち、ある権利は他の権利の有効な保証のために必要であるとする論証を提示してきた。例えば、デモクラシーに関連する権利や社会的権利も、それが多様な道徳的権利を保護するという道具的側面も考慮に入れて、正当化されてきたわけである（Nickel 2007: 53, 90, 104, 146; Griffin 2008: 180）。これについてブキャナンは、リンケージ論証において権利保持者の道徳的権利に依拠

しては（社会権やデモクラシーへの権利が伴う）巨大な出資を正当化できないという（Buchanan 2013: 166)。それは、個人の「個々の」権利では巨大な出資を正当化できないと考えるからだ（Buchanan 2013: 62-63)。しかし、道徳的人権として人権を正当化する論者らは、個々の道徳的権利が出資を正当化できるかではなく、（巨大な出資を伴う）諸権利が、十分な数の諸個人の道徳的権利に資するかも問うてきたように思われる。例えばグリフィンにおいて、社会権の正当化が考察される際には、保護される（利益をもつ）人々に対して、当該権利が社会的アレンジメントにおいてもつ影響が考慮される。なかんづく、ある社会福祉施策が道徳的権利の基礎となる利益に影響を与える仕方の理解の指針（policy）は、帰結計算の限界が認められながらも、社会的アレンジメントにおいて「漸進的」(piecemeal）に示されるとされる。これを通じて、当該社会福祉政策が人権要請の対象となるかが判断されるわけである（Griffin 2008: 126-8; cf. 67)。そうであれば、齟齬批判は藁人形論法に近いと判断される。

第 2 は、確定性からの批判である。すなわち、ブキャナンは、法によってこそ確定性をよりよく達成できる、という議論も示している（Buchanan 2013: 51)。しかし、私にはこれが適切かは疑問である。それは主には、人権の語が、国際裁判所に関わる者や公務員のような専門家だけではなく、市民のものであることによる。国際法的なものも、市民の議論を喚起するが、その際には必ずしも国際法的文書の解釈として人権の議論がなされるわけではない。さらに、「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとする執行力を欠いた権利を実現していく際には、道徳的権利として捉えられたそれが諸企業・市民によって参照されている（本論文 4 節における法的執行をめぐる議論を参照)。とすれば、人権の確定性は法（的権利）のみが達成しているものではない。

第 3 は、隔離された個人像批判である。すなわち、ブキャナンが考えるところ、国際法的人権システムにおける個人権は、「隔離された諸個人（isolated individuals)」の利益あるいはその道徳的権利から正当化されるのではない（Buchanan 2013: 267)。それは、多くの場合で、「集合主義的道徳（collectivistic values)」や「価値ある関係や集団の開花」の価値から正当化される（Buchanan 2013: 267)。つまり、個人権は、集団にも有利性をもたらす。彼がこうした議論を示すのは、人々の間の「関係（relationship)」に価値を置き個人主義道徳を嫌うと経験的研究に示される集合主義的道徳に対しても（Buchanan 2013: 254)、国際法的人権システムが正当化されることを示すためである。

しかし、私は、利益や道徳的権利に人権の基礎を置く見解でも、まず、「隔離された」個人という観点を採る必要はないし、次に、（ブキャナンと同様に）集合主義的道徳の改善において個人権が重要であることを（おそらくはブキャナンよりなお強く）説明できると考える。

前者の点がそうであるのは、「隔離された」個人のような「アトミスティック」な人間観を利益にもとづく道徳的権利の構想は、そもそも採用される必然性がないからだ（Gilabert 2018: 35; 木山 2022a: 107)。すなわち、人間が本質的に社会的存在であるという人間像を、利益にもとづく道徳的権利の構想も提示できる。例えば、本論文でも論じる「統合された自己の感覚」に関わる利益（4 節）は、まさに人間存在の間での平等に利益をもつという、人間の社会的性質を考慮にいれた構想である。

後者の点がそうであるのには、2 つ理由がある。まず、本文で論じることになること（6 節）が正しければ、ブキャナンがそうするよりも直接に、利益や道徳的権利に

3.3. ブキャナンによる反映的見解批判

3.3.1. 反映的見解批判１：道徳的権利は執行可能ではない（執行不可能性批判）

ブキャナンによる反映的見解への１つ目の批判は、道徳的権利――正確に言えばそれに対応する義務――の執行と関係する。

彼が主張するところ、道徳的権利を正当化するためには、誰かに道徳的義務を課すことが正当化可能だと示さなければならない。しかし、「ある個人ＡがＸする道徳的義務Ｄを有するか否か、およびＡにＸするよう要求すること（彼に義務を課すこと）が正当化されるか否かは、他者も義務を果たすことの理に適った保証（assurance）をＡが有するかに依存する。この保証抜きには、ＡにＸするよう要求することは不公正となりうる。Ｄが単なる道徳的義務ならば、Ａはこの保証を得られないだろう。その場合、彼は義務を持たないことになり、彼に義務を課すことは正当化できないことになるだろう。その結果、義務などなく、従って権利もないことになろう」（Buchanan 2013: 66）。

道徳的権利では、他者が義務を果たす保証がない。そうした中では、ある人に義務を課すことが不公正になってしまう。だとすると、義務を課すことが正当化できない。ならば、義務も権利もない。これが、ブキャナンによる、第２

人権を依拠せしめたい見解は、「固有」の尊厳（個人が権利をもつこと）を説明でき、集団の改善における個人権の重要性をよりよく説明できるからだ。

次に、本文中で述べることになるように（6 節）、個人権の仕組みを有する国際法的人権システムから〈便益（有利性）を得ること〉は、〈そのシステムを支持すべきこと〉を導かない。例えば、集合主義道徳の支持者は、当該システムを有することによって自集団の主張がなされていることを認識しつつ（＝便益を認識しつつ）、そのシステムとは異なる権利システムを望むかもしれない――例えば教育機会における男女の平等を権利リストから排除したような権利システムを望むかもしれない。ブキャナンは、こうした教育における男女差別を許容するような〈極度の集合主義道徳〉は、ミニマルな認識的的要請、すなわち「『簡単に』偽と示されうる事実的主張や『明らかで巨大な』推論上の誤りに『重要な形で』依拠していないときに限り道徳は妥当（valid）である」（Buchanan 2013: 252）という要請を裏切るから、そもそも論証の名宛人とはしていない、というだろう。しかし、その際には、例えば人は男女の違いを超えて何らかの共通の性質を持つといった（価値が置かれるべき人間の性質に関わる）想定がすでに入り込んでおり、便益に基礎を置いた正当化ではすでになくなっていることに注意が必要である。そして、人間の利益に基づく道徳的権利の構想は、例えば男女の平等性の説明を、そうした集合主義的道徳に抗してより頑強に行うことができる。

の道徳的権利への批判である。

他方、「［義務］Dが法的義務であり、それ自体執行可能なものであるならば、Aは必要となる保証を得ることができ、従って彼にXするよう要求することが正当化されるだろう」（Buchanan 2013: 66）。こうした保証が提供されるのは、「法は相互性（reciprocity）の理に適った保証を提供しうるから」である（Buchanan 2013: 66）。だからブキャナンは、「法的義務、従って法的権利は、道徳的権利よりも頑強でありうるのだ」と主張することになる（Buchanan 2013: 66）。

つまるところ、道徳的権利は執行可能ではない。そのことによって、道徳的権利は他者が義務を果たす保証を生むことができないから、誰かに義務を要求することが不公正になる。ブキャナンはそう考えるのだ。

3.3.2. 反映的見解批判 2. 地位平等主義機能を人々の利益に基づく道徳的権利では説明できない（地位平等主義機能の説明不可能性批判）

反映的見解拒絶に至った第 2 の理由として、以下のことも加えることができる。すなわち、ブキャナンが現行人権実践の中核的機能として「地位平等主義機能」を捉えるなかで――彼はこれを事実的観察として見ているし後述するように規範的に正当化しようともしている――、利益に基礎を置く理論（interest-based theories）では、地位平等主義機能を説明できないと考えた[12]。ブキャナンが述べるところに、彼がそう考えた 2 つの理由を見出すことができる。

第 1 は、そもそも利益に基礎を置く先行研究では地位平等主義機能を考慮に入れられない、という疑義である（Buchanan 2012: 288）。

[12] 彼自身、転向が明らかになる以前から、当該要素の正当化における、人間の利益の援用には疑念を呈していた。2010 年の論文で人間の利益から平等を基礎付けること、あるいは、「平等な地位における利益（the interest in equality of status）」（Buchanan 2010 → 2014: 108）と呼ばれうるものを想定することよりも、人間の利益とは独立に平等な地位へのコミットメントを論証する道の方が望ましいのではないかと提起していた（Buchanan 2010 → 2014: 109-10; その後も Buchanan（2012: 289）でこうした見解は維持されている）。

ブキャナンによれば、利益に基礎を置く人権理論は、例えばグリフィン、タシオラス、ニッケル[13]により採用されている（Buchanan 2012: 287-288）[14]。こうした理論でも、福利機能はある程度よく捉えることができる。例えばある社会において人々が何らかの閾値を満たした生活上の充足を得ることを、基本的利益の観点から人権要請と捉えることができる（Buchanan 2012: 288-289）。しかし、人種とされる区分ごとに別途トイレが設置されるような「ソフトな差別」を問題化することはできない。ここで、「全ての形態の差別」を禁止する女性差別撤廃条約や社会権規約を見れば、国際法的人権文書において、こうした差別も人権の問題とされていることがわかる（Buchanan 2012: 288）。とすれば、道徳的権利に依拠することは、国際法的人権システムにおける地位平等主義機能を説明できない。こうして、「規範的主体性／自律解釈でも、基本的諸利益（あ

[13] 名前が挙げられる中では、『人権を理解する』（Nickel 2007）におけるニッケルが平等主義的要素を重視していないというのは、不適切な解釈かもしれないと私は思う。

つまり、もしニッケルによる 4 つの請求権の提示を念頭に、それらが平等主義的要素を反映できないとブキャナンがいうならば、それは不適切である。（人権の正当化においておそらくもっとも重要なものとして）ニッケルが提案するところ、諸個人は以下の 4 つの請求権（claims）をもつ。1.「生命をもつこと」、2.「自身の生を送ること」、3.「残酷ないし劣等化する扱いを受けないこと」、4.「深刻に不公正な扱いを受けないこと」（Nickel 2007: 62）。第 3、第 4 のものは、ニッケルが人権実践に観察する平等主義的要素を反映するものである（Nickel 2007; cf. Nickel 2014）。もしかしたらブキャナンは、こうした請求権は、利益に基礎を置いていないと理解しているのかもしれないが、だとしたら、ブキャナン（Buchanan 2012: p. 287）が Nickel 2007 を反映的見解（Buchanan（2012）の表現では「利益依拠的見解（interest-based view）」）として位置付けることが不可解となる。

とはいえ、これに対しても、ニッケルは上述の 4 つの請求権に基づくもののみならず、他の 3 つの人権正当化も提示しているから――慎慮的論証・功利主義的論証・リンケージ論証（Nickel 2007: Ch. 4）――、そちらを指して平等主義を説明できないとブキャナンは言いたいのかもしれない。そうであるなら、私はブキャナンの言う通り、それら 3 つのニッケルによる正当化が、平等主義的要素を導くかは疑わしい（少なくともかなり偶然的になる）とは思う。

[14] ブキャナンによれば、自身の批判は、ミラー・アルトマン・ウェルマン流のニーズ理論も、ヌスバウム流のケイパビリティ理論にも当てはまる。例えば後者は、「「中心的諸機能」へのその人の諸ケイパビリティを、［その人が］劣った地位に追いやられることが掘り崩すとは限らない」（Buchanan 2012: 296, n. 11）がゆえに、地位平等主義機能を説明できないものとされる。

るいはニーズ）解釈でも、［国際法的人権］システムの、顕著に地位平等主義的な要素を説明できない」（Buchanan 2013: 275）とブキャナンは結論する[15]。

ブキャナンが利益に基礎を置く理論では地位平等主義機能を説明できないと考えた第2の理由は、利益の「バリエーション」問題、つまり人間が利益を等しくは持たないことにある。すなわち、利益に依拠し平等な地位を正当化しようとすることは、能力や特性をより多く持つ人がより高い道徳的地位を持つという帰結をもたらしてしまうとブキャナンは考える (Buchanan 2013: 135-137)。例えば、「理由に応答する能力」(ブキャナンがかつて人間の地位の基礎にあると考えたもの)、「合理的主体としての自律的能力」(カントの1解釈)、「自律的に生を選択する能力」(グリフィン理論の1要素)（Buchanan 2013: 137）というのは、全員によって完全に等しい程度で保持されるものではない。とすると、より「多く」あるいはより「高く」それらの能力を有する者の方が、より高い道徳的地位をもつということになってしまう。ならば、利益に基礎をおく理論では、国際法的人権システムが包含する地位平等主義要素を説明できなくなる。そうブキャナンは考える。

これらの理由から、国際法的人権システムにおける権利の正当化には、対応する道徳的権利（あるいはそれを支える利益）は必要ではない、とブキャナンは考えた。

4．反映的見解批判の検討

以下では、こうした反映的見解批判を、特にブキャナンが批判対象とした利益に基づく道徳的権利として人権を考える陣営が、受容するべき理由があるか考察していく。ただし、ブキャナンが提示する多元的正当化方法論に依拠する論点は、6節に考察を譲る。

---

[15] なお、人権が利益に依拠するという発想を採ることが、地位の平等主義を説明できないというブキャナンの発想は、諸個人がもつ緊要の利益の存在を人権正当化の前提とする政治的構想の代表論者C・ベイツへの批判にも現れる（Buchanan 2013: 82-83）。だから、利益に人権を何らかの形で依拠させることが、地位の平等主義の説明不可能性から拒絶される際に、批判の対象となるのは、自然本性的構想のみではない。

4.1. 反映的見解批判 1 について：執行可能性をめぐる道徳的権利と国際法的権利

反映的見解をブキャナンが拒絶する理由のひとつ目は、道徳的権利については、他者が義務を果たす保証がなく、誰かに義務を果たすよう要請することが不公正になる、ということだった。

しかしながら、国際法に書かれる人権に関し、「他者も義務を果たすことの理に適った保証（assurance）」（Buchanan 2013: 66）が何によって与えられるのか。これがまず問われることこそ指摘されるべきである。

そもそも、国際法に書かれる権利は、その全てが執行のための制度を有するわけではない。例えばD・ルーバンにならって、（ブキャナンも国際法的人権の機能と見る（e.g., Buchanan 2013: 27; cf. 本論文 5 節））国家の統制を考えてみよう。なかんづく、自由権規約に対する米国の批准を見てみよう。米国上院は、当該規約の多くの条文は自動執行（self-executing）ではない――条約の効力は国内立法を通じないと生起しない――と宣言しているし、人権委員会への個人通報を可能にする第 1 選択議定書にそもそも米国は批准していない（Luban 2015: 266-267）。さらに言えば、人権委員会への通報が可能となったとしても、当該委員会は「法制度や行政慣行を自由権規約が規定する国際人権基準に合致させるよう締約国に促す」（川島・菅原・山崎 2021: 154 頁）にとどまる。だから、「裁定機関は、その決定と命令を執行する権威をしばしば有さない」のだ（Luban 2015: 266）[16]。

こうして、国際法的人権の多くは裁定機関を通じた法的救済（legal remedies）を有さない。しかし、やはりルーバンが指摘するように、そうした状況に対し、「国際法的人権の国家による侵害に対して人権実践が提供すべき主たる救済的スキーム」として、シェイミング（恥の付与）による制裁、「国際的な怒り（outrage）」による規制が示されてきた（Luban 2015: 268）。例えば、いわゆ

[16] 国際法廷における人権の執行が、しばしば最悪の人権侵害のみに焦点が当たり、「より前向きな」善やニーズ、ケイパビリティとは関わりがないことは、開発実務に携わってきたD・イングラムとT・ダーダックのようは開発倫理学者にも指摘される（Ingram & Derdak 2019: 49; cf. 61）。

るイラク戦争時に米国が許容した1度の攻撃あたりの文民犠牲の数は、開戦時から時間を経るにつれ、ほとんどゼロまで減少したが、それをシェイミングによる規制の結果だとルーバンは見る[17]。だとしたら、そうした「シェイム（恥）の動員」こそが、国際法的人権の有効な保障に重要であるということになる。

問題となるのは、何がこうした動員を可能にするのか、である。ルーバンが示唆するように、侵害される権利の道徳的重要性が認められているからこそ、シェイミングする側は適切と考え、シェイミングされた国家の政権当事者は恥を感じる、あるいは感じているように振る舞うのだろう（Luban 2015: 268)。では、こうした権利の道徳的重要性は、何によるのか。ルーバンが以下のような形で指摘する、それが人間であるがゆえにもつ道徳的権利だから、という説明が説得力を持つように思われる。

ルーバンは、シェイムの動員を可能にする権利の道徳的重要性は、当該の権利が「国際法的」だということに、あるいは「国際的」だということにも、「法的」ということにも依拠していないことを示すために、以下のように考えることを求める。人権の代わりに、「超国家的法的請求権（transnational legal claim rights)」という言葉を用いることである。国際的ないし法的な権利が重要であるならこの代用で何も抜け落ちるものはないだろう（Luban 2015: 269)[18]。この代用がなされる世界において、国際人権法は超国家的法的請求権法となるし、ヒューマン・ライツ・ウォッチはトランスナショナル・リーガル・クレイム・ライツ・ウォッチとなる。しかし、ルーバンが述べるように、そうした超国家

[17] ルーバンはこれらの点を、国際人道法に関する議論として示している（Luban 2015: 272-274)。とはいえ、ブキャナン自身も、国際人道法に国際人権法が影響することを認めるだろう。例えばブキャナンは、例えば大規模なレイプが戦争犯罪とされたことの背景に、NGOsによる国際法的人権言説の影響を見るように、国際人権法の国際人道法への影響を見る（Buchanan 2015: 275)。ブキャナンの特質は、あくまでも、こうしたNGOsの努力を、国際法的人権システムの機能――道徳的人権ではなく――とみることにある（Buchanan 2015: 254)。

[18] なお、「請求権」の言葉についても、ブキャナンは人権がホーフェルド的な意味でそれにあたることを自明としているから（Buchanan 2013: 263)、代用に問題はないだろう。

的法的請求権の用法では、かなりシェイムの動員における訴求力が落ちそうだ。おそらくその理由は、シェイムの動員を担う主体は、〈人（human）〉権という概念になんらかの重みを見出して、シェイミングをしたり怒りを表明したりしているだろうことだ。つまり、そうした主体にとって重要なのは人間に固有なものであって、「法的」であることや「国際的」であることが重要なわけではなさそうである――ルーバンは、そうした人間に固有なものとして、人間の尊厳があるだろうと言う（Luban 2015: 269-270）。

もちろん、この議論が成功するかは、シェイムの動員のなかで、侵害される権利の重要性を人々が何に求めているかという事実的観察に依存する。国際的権威に迎合しがちな人なら――例えば国連が唱導するからというただその理由で持続的開発目標（SDGs）を受容する種類の人なら――「国際的」に訴えかけられるだろうし、法実務家なら「法的」であることに（例えば実務上扱いやすいという）重みを見出すかもしれない。とはいえ、道徳的権利としての重みが、一定の訴求力を国際法的人権の保証のための回路に与えていることは確認される。（なお、ブキャナンも、道徳的権利にはあまり依拠しない、自身が提示する多元的正当化方法論とて、尊厳の語を説明できると主張している。それがうまくいっていないことは、本論文 6 節を参照。）

この含意は、ブキャナンがいう「他者も義務を果たすことの理に適った保証」のためにこそ（＝諸主体の動員のためにこそ）、道徳的権利としての人権が有効だということだ[19]。つまり、義務を果たす保証は、法的権利のみで可能なわけ

[19] ブキャナンは、法的権利は道徳的権利に必ず依拠すると捉えるわけではないにしても――そう捉えるなら反映的見解となる――、道徳的権利は、法化されるべきではないけれど我々が人権と認識している権利をより直截に認めることができるということも、道徳的権利として人権を捉えることの一つの理論的アドヴァンテージとなる。

例えば、私はセンやグリフィンの議論に依拠して、「家族内での暴力の被害者の権利保護」について、仮に「法的モニタリングが家族構成員に恥辱を与えると予想される」なら、「法化よりも法を解さない回路（例えば［おそらくは個人からの寄付により運営される］NPO による支援）が当該権利達成において望ましい」と論じたことがある（木山 2022a: 57）。実際、やはり家庭内暴力についてその対応を法的に厳格にする――例えば「義務的逮捕（mandatory arrest）」政策をとる――ことは、むしろ家庭内暴力の数が増加することをもたらした（Srinivasan 2021: 160-161=2023: 225-226）。

ではない[20]。そして、法的制度を通じずとも、他者が（道徳的）権利に関連する義務を果たさないことをかなり難しくする相互行為の仕方はすでに現れつつある。特に、後述する「ビジネスと人権に関する指導原則」（2011年）後の企業統制[21]は、（ここ数年、条約化という形で法的にもビジネスを人権の観点から統制する条約連盟（Treaty Alliance）が影響力を増しているにせよ）そうした規制の可能性を示している。

しかし、ブキャナンは（仮に道徳的権利が義務を果たす保証に有効だと認めたとしても）道徳的権利では、その負担が不公正になってしまう、と論じるかもしれない。こうした疑念に対しては、以下が指摘されるべきである。すなわち、国際法的人権と、道徳的権利として捉えられた人権に関して、公正に義務を果たすことをどちらがより適切に保証しうるかは、比較問題であり、かつ、道徳的権利の方が公正な義務負担の可能性を開きうる点で比較において優位するということである。

そもそも、国際法的人権に相関する義務に関する負担について、その分担の公正さを疑わしくさせる国際法的人権システムの欠陥は、ブキャナン自身が認めていた。例えば、第1に、国際法的人権システムは、ある国で人権侵害が起こったものの当該国が対処をしない「不履行（default）」の場合に、他国や国際組織が有することとなる責務を同定し割り当てているわけではほとんどない（Buchanan 2013: 282）[22]。第2に、現行の国際法的人権システムはグローバルな基本構造によって引き起こされる「福祉損害（detriments to welfare）」に対処するようには機能してこなかった（Buchanan 2013: 127-128, 285-286）。だ

---

[20] もちろん、法的権利として望ましい権利については、である。その外部にも人権とされるべき道徳的権利があると認める立場は、いつも法的権利とされるのが望ましいわけではない、と加えることができる（前註参照）。

[21] まさに後述するラギーは、仮に人権レジームに法的義務が存在しても、執行力を欠くことを念頭に、「ビジネスと人権に関する指導原則」の成立へ尽力した（Ruggie 2013: xxxi=18）。

[22] ブキャナンが言うように、どんな国もそうした責務を割り当てる条約に批准しないだろうからほとんど実現可能ではないかもしれないし、そうした責務の割り当てに関する慣習法が生起するとも考えにくい（Buchanan 2013: 282-283）。

から、それを問題化し、公正な負担を問うことができない。第 3 に、非国家主体、特にグローバルな企業や WTO・IMF のような国際組織には、国際人権法は明確な責務を割り当ててはいない（Buchanan 2013: 283-284）。

つまり、1. 国家の不履行、2. グローバルな基本構造による影響の考慮、3. 非国家主体への義務の付与の局面で、現行の国際法的人権システムは欠陥を有していることをブキャナンは認めていた。ブキャナン自身は、これらの欠陥について、国際法的人権システムは、対処する能力を有すると考えている。しかし、これらの欠陥について、むしろ道徳的権利の観点をとった方が、よりよく対処されうるように思われる。国際法的人権システムの機能と比較して論じたい。

ブキャナンは、第 1 の国家による不履行に関しては、保護する責任などの規範が現れつつあるし、そうした規範が制度化されたなら、不適切な濫用のおそれがかなり縮減した形で不履行に対処できるとする（Buchanan 2013: 282-283）。しかし、ブキャナン自身が認めるようにこうした制度の構築が多くの資源を必要とし、実現可能性が大きくはないとしたら、以下が指摘されるべきである。第 1 に、当該制度の発展がなされない中では、シェイミングのような、個人や NGO といった行為主体による統制が有効だろう。第 2 に、ブキャナンも認めるように（本論文 5 節）国家間の巨大な権力不平等が存在する世界においては、当該の不平等を反映する国際的制度を通じた義務の負担割り当てよりも、道徳的権利の実現のために当該権利保護に関し不履行をする（国家のような）諸主体を統制する回路の方が、より公正でありうる。

第 2 のグローバルな基本構造による影響について、ブキャナンは、国際人権法の中にはすでに福利機能が埋め込まれているのだから、国家内における福利保護の失敗のみならず、グローバルな基本構造による影響も「国際人権法の適切な対象」となりうるという（Buchanan 2013: 286）。しかし、問題となるのは、なぜ既存の国際人権法はグローバルな基本構造の影響を問うてこなかったのか、である。さまざまな競合する説明がありうるが、例えば、歴史学者 S・モインによる近年の議論を援用するなら、いくつかの点を指摘できる。まず、少数の例外をのぞき、国連憲章後、国連やそこにおける法において、福祉とナショ

ナリスティックな枠が結びつけられ、国家相互の関係を問う視点が影響力をもってこなかった（Moyn 2018: 95-98）。第 2 に、国際法文書において、社会権規約のように社会権の言語があらわれた際も、その言語はグローバル・サウスが 1970 年代に要求した、グローバルに公正な基本構造へ向けた変革の言語から切り離された形で用いられることになった（Moyn 2018: 109-118）。第 3 に、特に 1970 年代には、国際開発ににおけるベーシック・ニーズ・アプローチと交差し、国連における人権の言語がニーズの言語に大きく影響されることになり（Moyn 2018: Ch. 5, esp. 125-126）、それは国際経済秩序の変革とは異なるものとしばしば捉えられた（Moyn 2018: 138-139）。

仮に、制度の変容可能性が歴史的過程に大いに規定されるなら、むしろ現行国際法とそれに関連する制度において基本構造を変革する回路とともに、当該制度とは異なる制度の発展の可能性を承認すべきである。例えば、かつての新世界経済秩序（New International Economic Order）はグローバルな基本構造の変革を目指したものと解釈されるし（Moyn 2018: Ch.6）、後述する世界国家連邦の提案は現在そうした可能性を開くものである。これが含意するのは、人権に関して、国際法的人権システムを前提とせずに、より公正な制度を構想することは可能であり、そうしたことを導く理念として道徳的人権は存在しうることである。

第 3 の、非国家主体への義務の付与について、ブキャナンは、国際法的人権システムにおいても、国家の協働（cooperation）による統制の可能性が、それが難しいにしても存在していることを強調する（Buchanan 2013: 284）。例えば、「ビジネスと人権に関する指導原則」は、「[非国家主体への義務付与における] 欠陥を埋めうる新たな法的規範の出現へ向けた第一歩となりうる」と論じる（Buchanan 2013: 284）。

しかし、非国家主体への義務の付与には、国際法的人権システムの発展ではなく、非法的なメカニズムが有効であることが指摘されるべきである。むしろ、「ビジネスと人権に関する指導原則」の成立過程においては、その中心にいた国際政治学者 J・ラギーが当該過程を語った著書において述べるように、条約の

ような形での国家の協働を通じて法文書を成立させる試みが失敗し、不可能であるという認識が前提にあった。「完全に把握され完全に執行される国際法的レジームという終着点の理想像をもつことは、今ここにおける有効な手段の考慮を妨げてしまう」(Ruggie 2013: xxxv=2014: 23) [23]。むしろ、企業が投資家・消費者・原籍国の規制当局から圧力を受けるという事実をもとに、国際法的規制とは異なるものとして、ラギーは「ビジネスと人権に関する指導原則」を目指したのであった（Ruggie 2013: xxxiv=2014: 21)。となると、Ｊ・タシオラスが述べるように、「ブキャナンは国際人権法が人権実践に対してもつ中心性を誇張している」（Tasioulas 2018: 78）ようにも思われる [24]。

以上から、国際法的人権システムに依存するのではなく、道徳的権利の実現のためのものとして制度や相互行為を捉えることが、公正な義務負担の可能性を開きうる点が認められるべきである。

4.2. 反映的見解批判２について：地位平等主義機能を利益にもとづく道徳的権利とて説明しうる

次に、地位平等主義機能の説明不可能性による批判に対しては、利益によって地位平等主義機能を説明する道があると指摘したい。すなわち、人権実践における平等の重要性を、人間の利益の言語で示す道が存在する。特に以下の、「統合された自己の感覚（the integral sense of self)」を、人権の基礎となる利益とする道が有望である [25]。この道においては、人間のインテグリティある生における必要条件として、「統合された自己の感覚」が位置付けられる。その基本的発想は、人生における善を、その人の生に位置付けるには、自らの生を一

[23] ラギーは、こうした認識を、人権は前法的かつ倫理的なものであると繰り返し強調してきたＡ・センの議論（Sen 2004）と共有している、あるいはそれに依拠している(Ruggie 2013: xxxv=2014: 23)。

[24] ただし、少なくとも 2011 年のラギーによる報告においては企業が義務を負うとされる権利内容は、国際的な権利章典における権利内容が想定されている (A/HRC/17/31: Annex II.A. para. 12)。とはいえ、権利内容の実定法化は企業等の主体に義務を課す必要条件ではもちろんない。

貫して創出・規定できているという感覚が必要である、というものである――逆に言えば、自身が、他者により決される際には、自分の生のコントロールが失われる、と捉える（Sangiovanni 2017: Ch.2）。こうした発想においては、人間の「自己提示的」性質を傷つけるものとして、平等の不尊重が捉えられることになる。すなわち、平等に関連する人権侵害――例えば劣等的に人を扱うこと（人種差別・レイプ・アパルトヘイト）―――は、自己提示を抑圧してしまうから、問題だとされることになる（Sangiovanni 2017）。

こうした発想の意義の第1は、すでに明らかなように、利益に基づきつつ、人権実践における地位平等主義機能を説明することが可能だということにある。第2の意義は、「劣等化」されることで毀損される利益（サンジョヴァンニの表現を使えば「残酷さ（cruelty）」に関わる利益）に焦点をあてることと関わる。つまり、そうした利益を持つ限りで、利益のバリエーション問題があったとしても、平等な地位が求められる理由を説明できる。なぜなら、劣ったものとされないことに関わる利益が存在するなら、誰かがその人よりも高い地位をもつことが、その利益をもとに批判されうるからだ[26]。

本節における議論から、私は以下のように主張することができる。利益に基礎を置きつつ、道徳的権利として人権を捉えることに不都合はない。むしろそう捉えることで、有効な保護と公正な負担を導き、地位平等主義機能も支えることができる。

---

[25] こうした道に関し、私はA・サンジョヴァンニの構想をかなりの程度受け入れている。とはいえ、サンジョヴァンニは人間の利益に基礎をおくことを明示的に唱導するわけではない――実際のところ彼は自然本性的構想を批判する（Sangiovanni 2017）――が、彼の議論は「統合された自己の感覚」を持つことへの利益に平等を基礎付ける論証と読んだ方が良いと思われる。この点について拙稿を参照（Kiyama 2019; 木山 2022a: 187; 木山 2022b: 60）。加えて言えば、サンジョヴァンニが自身の平等構想において大いに依拠する、I・カーターにおける不可視性的尊重に基づく平等構想は、通常は利益に平等を基礎付けるものと読まれている（Carter 2011）。

5．代替的構想としての「多元的正当化方法論」：国際法的人権実践を中心とする正当化階梯

以上のように、道徳的権利をもとに人権を捉える陣営は、反映的見解に関するブキャナンの主張を受け入れる必要はないと、私は論じてきた。とはいえ、転向後ブキャナンは、代替的な人権構想を示している。そこで、以下では彼が道徳的権利としての人権構想への代替案として示している「多元的正当化方法論（pluralistic justificatory methodology）[27]」を吟味していく。私は、その難点を炙り出しつつ、それに適切に対処するためにこそ道徳的権利に訴えかけることが重要であると論じていくことになる。

多元的正当化方法論は、以下の4つの階梯を登ろうとするものと理解される。

第1階梯は、人権実践を正当化するにあたっての、国際人権法を中心とする国際法的人権システムへの注視と、当該システムがもつ機能の理論的基礎としての措定である。

第2階梯は、国際法的人権システムを有するべきことの論証である。これは、(i)「便益（benefit）からの論証」、(ii)「国際秩序の正当化における必要条件としての論証」、(iii)「国家と政府がもつ特別責務としての論証」からなる。

第3階梯は、第2階梯で有するべきとされた国際法的人権システムに、個々

[26] これについても、当該利益がより毀損されやすい者とそうでない者――劣った者と扱われても統合された自己の感覚を保つ力が弱い者と強い者――が存在しうると指摘しうる（cf. Sangiovanni 2017: 107-109）。とはいえ、仮に劣った者と扱われても自己の感覚を保つ力が強い者であっても、統合された自己の感覚と関わる利益の存在は、平等性を要求する一定の理由を示すことができる。含意されるのは、平等に関する利益が他の利益と衝突した際に、利益のバリエーション問題は、当該利益の重みづけを問い直すよう要求するが――統合された自己の感覚を保つ力が強い者は、不平等に扱われてもそれが福利を向上させることを望ましいと思うかもしれない（二級市民と扱われてもそれがビールを沢山のむことを導くならよしとする）――、少なくとも平等に関する利益は人権の基礎として存在することである（二級市民として扱われることはそれでも不当とする）。

[27] なお、ブキャナンがこれを多元的と呼称するのは、道徳的権利より多くの道徳的考慮事項を援用し、国際人権法には諸個人の法的権利以外のものも含まれうるとする正当化だと考えるからだ（Buchanan 2013: 50, 85-86）。

の国際法的人権が含まれることの論証である。

第4階梯は、国際法的人権システムにおける諸制度の正統性の論証である。

以下、本節でそれぞれの階梯ごとにブキャナンの論証を再構成し、次節でそれらの問題を論じていく。

5.1. 第1階梯：国際法的人権システムへの注視と、その機能の正当化対象としての措定

5.1.1. 国際法的人権システム

ブキャナンは、今日の人権実践があまりに多様となっていることを認める。例えば、当該実践は以下を含む。「人権宣言・条約が起草・批准されるプロセス」、「国際慣習法に人権規範が入り込む過程」、「国際組織の活動」、「条約の遵守を監視する」条約機関の活動、「国際的・地域的法廷の活動」、人権NGOや多様な市民社会グループの活動、個人の努力、公務員による人権に関する内部告発、安保理による制裁、そして「国内的、地域的、国際的組織による、自身の指針、目標、ミッション定式化における人権規範への依拠」などである（Buchanan 2013: 5-6）。

しかし彼は、国際法的人権システム――「国連に基礎をおく人権法とそれを支える諸制度」（Buchanan 2013: 6）――に焦点を当てる。それは、国際法的人権システムこそが人権「実践（the Practice）」で中心的役割を果たしているとブキャナンはみるからだ（Buchanan 2013: 6）。彼が挙げるその理由は以下のことだ。彼がみるところ、世界人権宣言、自由権規約、社会権規約、ジェノサイド条約といった人権文書は、諸権利を「権威ある（canonical）」形で定式化している（Buchanan 2013: 6-7）。そして、そうした諸権利が尊重されるべきだという同意は、（道徳的権利の存在に関する同意とは独立に）存在している（Buchanan 2013: 7）。

5.1.2. 国際法的人権システムの特徴

そしてブキャナンは、国際法的人権システムは以下のような特徴をもつという。

第1にそれは、個人のために主権を制約する。「国際人権法の革新性(innovation)は、諸個人その人たちのために、国家の管轄内においてさえも、国家主権を制限する役割を果たすことにある」(Buchanan 2013: 23)。

第2に、国際法的権利と対応する法的義務は、主に国家が、管轄内の諸個人に対してのみ負う。しかし、当該国家が当該義務を果たさない場合に、他国が(十全な法的義務とは異なるにしても)一定の責任を負うと捉えられる(Buchanan 2013: 24)。

第3に、国際法的人権システムは、各国の国内法においても(その法編成に応じて異なる形であっても)効力を持つ。特に、強行規範(*jus cogens*)のように、各国の批准がなくとも法的拘束力を持つ諸義務が認められている(Buchanan 2013: 27)。

5.1.3. 国際法的人権システムが果たす機能に関するブキャナンの見解

彼がまとめるところ、「国際法的人権システムの基本的な理念は、*社会的存在として捉えられた諸個人自身のために、自国の管轄下にある人々に対する諸国家の行動を規制する普遍的な規準の提供をその主たる機能とする国際法のレジームを発展させること*、である」(Buchanan 2013: 27 イタリック原文 ; cf. Buchanan 2013: 68)。

ブキャナンによれば、こうした機能を果たす国際法的人権システムは、本論文2節において簡単にふれたように、2つの機能を果たしている。すなわち、第1に、「地位平等主義機能(*The Status Egalitarian Function*)」として、全ての個人が平等な道徳的地位を有することを保証している(Buchanan 2013: 28-30)。第2に、「福利機能(*The Well-Being Function*)」として、ほとんど近代福祉国家に近い形で、国家が市民に積極的に貢献することを要求している(Buchanan 2013: 32)。

5.1.4. 国際法的人権システムにおけるような形での国際法的人権の正当化という課題

ブキャナンは、以上のような国際法的人権システムの特徴・機能を前提とし

た上で、以下のような正当化こそが求められるという。「究極的課題は、国際法的人権が現行システムで実際に機能している仕方で機能しうるような、そして現行の国際法的人権システムが含む諸権利の中心的特徴を有するような国際法的な個人的諸権利を正当化することである」(Buchanan 2013: 67)。

彼はその正当化には、以下の制約がかかるという。まず、国際法的人権システムにおける諸権利の役割は主権制約にあるから、国際法的権利は、そうした役割を果たす形で正当化されねばならない（Buchanan 2013: 69)。また、国際法的人権システムが有する特徴としての、地位平等主義機能や福利機能をよく説明する形で国際法的諸権利は正当化されねばならない（Buchanan 2013: 69-70)。

5.2. 第 2 階梯：国際法的人権システムを有するべきことの論証

第 2 階梯は、こうして第 1 階梯で前提として措定された国際法的人権システムを有するべきことの 3 論証である。

（1）便益からの論証

第 1 の論証は、便益（benefit）からのものである。

これは、国際法的人権システムが多くの便益を与えるのだから支持がなされるべきだと主張する。ブキャナンは国際法的人権システムが与える 7 つの便益を書く。1. 当該システムにより国内権利章典の創出や発展が導かれること、2. 国内的な権利章典の履行失敗へのバックアップを国際法的人権システムが提供しうること、3. 市民が国家に対して行う主張の裁定の場を設けることで国家の正統性が高まること、4. 国内的立憲的諸権利のよりよい理解に資すること、5. 国際人道法の発展を導きうること、6. 個々の国家では対処できないグローバルな問題（たとえば環境問題）に対処する法的フレームワークを提供しうること、7. 国民国家の欠陥（例えば外国人の権利への配慮がなされにくいこと）を当該システムが埋めることである (Buchanan 2013: 108; Buchanan 2015: 250-256)。

ブキャナンは、こうした便益を国際法的人権システムが提供するのだから、そ

れへの支持がなされるべきだというのだ。

(2) 国際秩序の正当化における必要条件としての論証

第2の論証は、国際秩序の正当化における必要条件としての論証である。これは、以下のような前提と結論を持つ。

前提1：国際秩序がある

まず、主権国家からなる現行のもののような国際秩序があるという前提が立てられる。

前提2：国際秩序は欠陥をもつ

同時に、この秩序は、欠陥を有する。つまり、国際秩序は、国家（政府）に多くの権利・権能・特権・免除を与えるがゆえに、個人を脆弱としてしまう(Buchanan 2013: 121; Buchanan 2015: 257)。特に、国際秩序が有する6つの規範が問題とされる。すなわち、1. 主権のために外部者による国内個人の保護が難しいこと（主権のヴェイル)、2. 政府が天然資源の管理者とされてしまうこと（資源管理特権)、3. 借款の権利を国家に与えるために国家権力が強化され濫用をもたらしうること（借款特権)、4. 抑圧される人々を受け入れるかを決する権利を国家が有してしまうこと（移民管理)、5. 国家内で実効支配力を持つ者が政府として承認されてしまうこと（実効性の原理)、6. 国際秩序における権力の極度の不平等性である(Buchanan 2013: 121-125; cf. Buchanan 2015: 256-261)。

前提3：国際法的人権システムは、国際秩序の欠陥の影響を緩和する潜勢力を持つ

しかし、国際法的人権システムは、上述の欠陥を緩和しうるとブキャナンはいう。たとえば、資源管理者を政府でなく人民としたり、保護する責任のような形で個人を保護したりする潜勢力が国際法的人権システムには存在する（Buchanan 2013: 125-130; Buchanan 2015: 259-261）。

以上の 3 つの前提から、以下の結論が導かれるとブキャナンはいう。

結論：国際秩序を正当化する必要条件として、国際法的人権システムが支持されねばならない

とはいえ、本論文 4.1. における考察に際し触れたが、ブキャナンは、国際法的人権システムがいくつかの限界を持つことを認める。たとえば、第 6 の欠陥（国家間権力の不平等性）や、関連して国際的関係の中での福祉損害には、当該システムはうまく対処できない（Buchanan 2013: 125-129）。それは、国際人権法が、国家間の関係の規制ではなく、国家による国内個人の扱いを規制するものとして発展してきたからである（Buchanan 2015: 260）。

(3) 国家と政府がもつ特別責務の論証

第 3 の論証は、論証（1）と（2）に付随的なものである。つまり、「国家とその政府が、国際秩序を道徳的に正当化できないものとするような欠陥を修復するために協働する責務」（Buchanan 2013: 132）をもつことの論証である。

ブキャナンは、この責務を国家と政府がもつ理由として、受益性と位置性を述べる。つまり、第 1 に、国家と政府が国際秩序の受益者であること（Buchanan 2013: 130-131; Buchanan 2015: 261）、第 2 に、国際秩序の欠陥を矯正する最善の位置にいて能力を持つこと（Buchanan 2013: 131; Buchanan 2015: 261）を理由として、国家と政府が国際法的人権システムを支持する責務をもつと主張する。

つまるところ、この論証は、国家が国際法的人権システムを支持するべき理

由を、国際秩序からの受益性と位置性に求める論証である。

5.3. 第3階梯：国際法的人権システムに個々の国際法的人権が含まれることの論証

第3の階梯は、国際法的人権システムにおいて多様な国際法的人権が、「個人権」の形をとって包含されるべきことの論証である。これは、第1に、「個人権」の形をとることの望ましさの論証である――次段落で説明する。第2は、多様な個人権の論証である。第2の論証につき、ブキャナンは多様な人権――たとえば適正手続への権利と法の下での平等、教育への権利、健康への権利、デモクラティックな政府への権利、経済的自由権――のそれぞれを、かなり異なる多様な理由づけによって正当化しようとする（Buchanan 2013: 151-171)。こうした第2の論証を検討するにはそれぞれの権利の正当化に関わるなお多様な争点に触れることになるから、第1の、ブキャナン理論においてより基底的・一般的な争点たる個人権の正当化に関してのみ、本論文は扱いたい。

そもそもブキャナンによれば、国際法的人権システムが、なぜ「個人」に権利を割り当てるべきかは、探求の対象となる問いである。たとえば、第2次世界大戦では、個人が政府に抑圧されるおそれがなお明らかとなったが、終戦後、それに対処するための方途は、個人権の形以外にもあり得た。例えば、「(個人の権利とは相関しない）義務を国家に課すこと」、個人権ではなく「集団的権利を承認すること」、「国家が市民を不適切に扱う際に干渉することの障壁を低くするような形での国際法の修正」などである（Buchanan 2013: 40)。

だとすれば、なぜ個人権の仕組みをとるべきなのか、の問いが残る――ブキャナンは権利が「個人」によって保持されることを説明する課題を、人間個人の「固有の（inherent)」尊厳を説明する課題だと言い換える（Buchanan 2013: 106)。この問いに対するブキャナンの回答は、主に3つである。第1に、パターナリズムの形を避け個人の自律性を権利の言語で打ち立てておくことが国際法的人権システムの福利機能と調和するという理由（Buchanan 2013: 132-133)。第2に、義務の執行に求められるのは個人の請求であるという形をとることが、義務の達成に効率的であるという理由（Buchanan 2013: 133)。第3

に、全員に権利を帰属させることで、国際法的人権システムの地位平等主義機能を肯定できるという理由（Buchanan 2013: 133）[28, 29]。

こうして、個人権あるいは人間個人の「固有の」尊厳は、第 2 階梯で有するべきとされた国際法的人権システムの機能と照らして、有利性をもつことから論証されるとブキャナンは考える。

---

[28] そのほかにも、ブキャナンは、4 つの歴史的な文脈が個人権の正当化に影響すること――（国際法的人権システムの）「正当化の経路依存的性質」――を述べる（Buchanan 2013: 150-151）。第 1 に、「普遍的な個人権の観念がすでに広く理解され、また 18 世紀末の民主革命や 19 世紀および 20 世紀初頭の奴隷制廃止運動・フェミニズム運動で政治的に有効だとすでに証明されていること」（Buchanan 2013: 150）。第 2 に、「多くのデモクラティックな憲法で、個人的法的権利は、…国家権力の制限と人間の生の向上に一定の有効性をもつと示されていること」（Buchanan 2013: 150）。第 3 に、「戦間期における集団的権利の承認の経験は、…失敗だと判断されるに至ったこと」（Buchanan 2013: 150; cf. 263）。第 4 に、「個人権の観念は…第 2 次世界大戦とホロコーストの惨禍をもたらした人種主義的なファシスト的イデオロギーを拒絶する強力なツールだと思われること」（Buchanan 2013: 150-151）。

私自身、個人権の正当化に関して、歴史的な経験が影響するか疑わしいとは思っている――個人権以外の手段（例えば集団的権利）が（多文化主義において今日要求されるものより）なお人間の生を保護するのに重要になるかもしれないから、歴史的経験に依拠することの保守的性格には慎重になるべきとも思う。ただ、個人権の言語が根付いたことは、歴史的な経路依存性に大いに基づいているという事実命題なら承認できる。とはいえ、このことは、道徳的権利の陣営とて、何ら問題なく――国際法的人権が存在および確立する前の経験についてブキャナンは述べているから、国際法的人権の不在の時代において道徳的権利がそうした個人権を導いたという意味でなお一貫して（Hunt 2007=2011; Barry & Southwood 2011）――認めることができることは強調されるべきである。

[29] さらにそのほかにも、諸個人が権利を有すると考えるべき点として、集団との関係をもブキャナンは挙げている。まず個人権は集団的権利（group rights）をよりよく保護する（Buchanan 2013: 263-265）。例えば第 1 に、個人権の行使を通じて集団に与えられる保護がよりよく達成されるし、第 2 に、国家がある特定の集団について権利を有するものと認めたがらないことがしばしばあるが、こうしたことを個人権の形は避けうる。第 3 に、集団として承認されることへ向けた動員や行動は、個人権が存在することによって可能となる。次に、個人権の存在によって集団は、そのエリートの利益ではなく集団全体の「開花（flourishing）」の方向を向くことができる（Buchanan 2013: 266）。

私は、個人権が集団的権利（および集団の適切なあり方）をよく支えるというこうした議論に異論を持っていない。

5.4. 第 4 階梯：国際法的人権システムにおける諸制度の正統性の論証

以上のように、ブキャナンは、第 1 階梯で正当化対象として措定された国際法的人権システムは、第 2 および第 3 階梯で個人権が包含される形で正当化される、と論じる。のみならず、彼は、そうした「法的権利がそれを通じて創出され、解釈され、履行される諸制度が正統（legitimate）であることを示す必要もある」という（Buchanan 2013: 38; cf. 44, 80, 173-174）。

5.4.1. 正統性のメタ調整的見解：制度への支持はメタ調整問題に解を与えることによる

こうした、国際法的人権システムの制度の正統性評価にあたってブキャナンが用いることを主張するのが、「メタ調整的見解（The Metacoordination View）」と彼が呼ぶ、「制度の正統性に関する一般的概念（general concept of institutional legitimacy）」である（Buchanan 2013: 178）。

ブキャナンがみるところ、制度に関する正統性言説には、現在持っている機能がある。その機能とは、「制度が我々の『道徳的理由に基礎を置いた支持』に値するかに関するコンセンサスの達成である」（Buchanan 2018: 55）。（なお、道徳的理由の言葉で、強制力による脅しでも、自己利益との単なる合致でもないことを、ブキャナンは含意させている（Buchanan 2018: 55; cf. Buchanan 2013: 186-187）。）

そうした、制度が支持に値するか判断するための規準としてブキャナンが示すのが、正統性のメタ調整的見解である。この見解の要素を、ブキャナンが挙げるところから確認しておこう。

正統性概念のメタ調整的見解には、中心的には、以下のような発想がある。それぞれ、制度の機能に関する認識、正統性判断が何をしているのかという認識と、正統性判断が置かれる情況に対する認識を反映している。

5.4.1.1. 制度の目的は調整にある

第 1 に、制度の価値は、中心的には、諸主体の行動を調整することにあるという認識である。「他になにごとを諸制度がするにせよ、諸制度は諸個人がその

行動を調整することを可能にする」(Buchanan 2013: 183; cf. Buchanan 2018: 56)。制度は、「異なる個人に異なるタスクを課すことで」(Buchanan 2013: 184) 行動を調整し、当該制度の目的を果たすことができる。だから、「諸制度は、典型的には、それが調整を可能とするから価値があるのだ」(Buchanan 2018: 59)。

5.4.1.2. 正統性判断は、調整点を提供する規準への収斂の問題（メタ調整問題）への解を提供する

第 2 に、我々が制度の正統性について判断する際、何をしているのかという問いに、ブキャナンは、メタ調整問題の解決に資そうとしている[30]、と答える。「正統性に関する判断に固有の実践的役割は、そうした判断がメタ調整問題の解決に役立つことである」(Buchanan 2013: 178)。すなわち多様な制度が調整を促すものだとすると、こうした調整の役割を果たすためには、まさに〈この〉制度こそ支持に値するのだ、という判断の収斂が必要となる (Buchanan 2018: 56)。これが、制度によるメタ調整問題への解の付与である。

5.4.1.3. メタ調整をする制度は支持に値するものと捉えられるという想定

第 3 に、そうして判断の収斂がなされた（メタ調整問題に解を付与する）諸制度を、人々は「支持に値する (worthy of support)」ものと捉えると、ブキャナンは想定する (Buchanan 2013: 179)。

5.4.2. メタ調整的見解において支持を受けるための尺度

5.4.2.1. 制度が支持に値するには（＝メタ調整問題が解かれるためには)、正統性の尺度（criteria）を満たさなければならない

ブキャナンがいうところ、調整点を提供しメタ調整問題を解く諸制度は、「支

[30] これは近年、特に制度的正統性概念の理解にあたり、盛んとなりつつある回答である。邦語でも、正統性概念の機能をメタ調整と捉える福島 (2022: 280-282) が有益なレビューを提供している。

持に値する」と人々に捉えられた形で、制度の目的を果たすのに必要な「立ち位置（standing)」を与えられなければならない。こうした「立ち位置」を制度が持つかを判断する定点が、正統性の「尺度（criteria)」である（Buchanan 2013: 179-180)。

ブキャナンは、こうした正統性の尺度（criteria）と、それがより具体化された形で「信頼に値する代理（reliable proxies)」（Buchanan 2013: 191）となるような「基準（standards)」の発展こそ、哲学者たちが探究すべきだとし、一定程度開かれた問いとしてはいる（Buchanan 2013: 180)。とはいえ、彼自身がいくつかの考察を行い、それを国際法的人権システムにおける諸制度の評価に用いているから、彼が示す正統性の尺度に関する提案についても略述し、次節で評価を行おう。

5.4.2.2. 尺度の高さは制度によって異なる

まずブキャナンは、正統性の尺度の高さは多様な制度で異なるという――例えばNGO、WTO、安保理では、それぞれに要求される尺度の高さは異なる。彼が主張するところ、強制力を用いるという意味での統治を行う制度は、強制力を用いない制度よりも高い尺度を満たすことが要求されるし、代替的制度と競合しているわけではない「排除的（exclusive)」な制度も、やはりそうでない制度よりも高い尺度を満たすことが要求される（Buchanan 2013: 188)。さらには、その制度が支持を受けられない場合の帰結が破滅的なら、正統性の尺度は低くあるべきである。例えば、気候変動に対処できる唯一の制度が民主的ではないとしても、その制度が機能しない場合の帰結が破滅的なら、正統性の尺度を高くしてしまうことは非適理的である（Buchanan 2013: 189)。

こうして多様な制度は異なる高さの正統性尺度によって評価されるべきだとブキャナンは考えるのだが、どのような制度にも適切であろうこととして、正統性尺度につき、3つの主張を行なっていることが、本論文におけるのちの検討においても重要となる。

5.4.2.3. ブキャナンが提示するメタ調整的正統性の尺度

（a）メタ調整的正統性の尺度の要求事項：完全に正義に適っていることや、デモクラティックであることではない

第 1 に、メタ調整的正統性の尺度は、制度の不在と比べ、制度が便益を提供することを要求する（Buchanan 2013: 192; Buchanan 2018: 55, 59）。しかし、「完全に正義に適っている」こと、「制度が提供するようデザインされた便益の生産において完全に有効である」ことは要求しない（Buchanan 2013: 178, 192; cf. Buchanan 2018: 55）。さらに言えば、「その制度が、他の実現可能な代替的諸制度全てと比べて、よりよい仕事をすることをも要求しない」（Buchanan 2013: 178; cf. Buchanan & Keohane 2006）。

（b）メタ調整的正統性の尺度の要求内容としての常識的尺度

第 2 に、より具体的には、多くの制度について「推定的に適切（presumptively appropriate）」であろう尺度として、「常識的尺度（commonsensical criteria）」をブキャナンはあげる（Buchanan 2013: 189）。つまり制度は、1. その起源があまりに汚れているわけでなく、2. それが目的とする善・財を信頼に値する形で提供し、3. 制度の目的と実際のパフォーマンスが合致し、4. 深刻な不公正が回避され、5. その制度における重要な諸主体が答責的であるなら、正統とされる（Buchanan 2013: 189; cf. Buchanan 2018: 59-60）。

（c）正統性の尺度を満たした諸制度への応答は、変革であって、調整機能を果たす制度は尊重されねばならない

第 3 に、上述の意味で正統性をみたした制度がもつ欠陥への応答は、「変革（reform）」であって、当該制度が機能することを妨げるような種類のものであるべきではない（Buchanan 2013: 185）。たとえば革命、バイパス、破壊のように、当該制度が調整を行うことを妨げることは、正統性尺度をみたす当該制度への「尊重（respect）」の観点からなされるべきでない（Buchanan 2013: 184-185; Buchanan 2018: 56）。

5.4.3. メタ調整的見解による国際法的人権システムにおける諸制度の評価

5.4.3.1. 国際法的人権システムにおける諸制度には正統性が疑わしいものもある

ブキャナンは、こうしたメタ調整的見解の尺度を手に、国際法的人権システムにおける諸制度の正統性を評価する[31]。たとえば、安全保障理事会について、常識的尺度の1（起源）に問題はないが、3（目的とパフォーマンスの合致）、4（深刻な不公正の回避）、5（制度における主体の答責性）を満たさないと論じる——安保理は人権保護に失敗してきており（東パキスタン、第1次湾岸戦争、ボスニア）、権力は極めて不公正に配分され、答責性も低い、というのだ（Buchanan 2013: 200-202）。

5.4.3.2. 有機的正統性の観点からすれば国際法的人権システム総体は正統

しかし、ブキャナンは、個々の制度が非正統であっても、国際法的人権システム総体が非正統というわけではないと論じる。つまり、「有機的概念（ecological concept）」として正統性を理解すべきだとブキャナンはいう（Buchanan 2013: 198）。人権に関して、安保理が非正統だったとしても、他の国際的諸制度や国家による執行を国際法的人権システムは促している。「我々は、国際制度が能力において限られていると述べるべきではなく、国際制度の能力を、国内諸制度やNGOがもつ権能を用いる能力を含むものとして見るべきなのだ」（Buchanan 2013: 209）。こうして有機的にみられたとき、総体としては、国際法的人権システムは正統なのだとブキャナンは主張する。

こうして、第1－4階梯を登ることで、国際法的人権システムに基礎を置き、国際法的人権を擁護できるとブキャナンは主張する。本当にそうだろうか。

6．「多元的正当化方法論」の検討

以下、こうした4つの階梯からなる多元的正当化方法論を検討していく。

---

[31] 安全保障理事会に加え、条約起草グループと条約機関が評価される（Buchanan 2013: 196-210）。

6.1. 第1階梯：国際法的人権システムへの注視と、その機能の正当化対象としての措定について

まず第1階梯について。そもそも、人権「実践（the Practice）」で中心的役割を果たしているとみて、「国際法的人権システム」に焦点化することが適切か疑わしいことが指摘されるべきである[32]。

第1に、人権に関する実定法的研究において、国際法における人権と国内法における人権の関係は必ずしもブキャナンが描きたいようには見出されない。ブキャナンは、国際法の観点からみて、国内法に与える影響を述べていた――例えば第2階梯の第1の論証たる便益からの論証において、国際法的人権システムがもつ国内権利章典の創出・発展を導く機能や、国内的権利保護の失敗へのバックアップ提供機能を述べていた。しかし、国際人権法と各国憲法は一方向ではなく、相互に影響を与える「二重の実定化」（Waldron 2012）であるだろうし、国連における人権に関する国際法的文書と各国裁判所で重ねられた法理は相互に参照しあう関係にあると報告される[33]。であれば、正当化対象を措定するにあたり、国連を中心とする「国際法的人権システム」に焦点化するべき

---

32 ブキャナン自身が、市民、国内の政治家、裁判官などによる実践も人権「実践」を構成するとするにもかかわらず（Buchanan 2013: 5-6）、国際法的人権システムに焦点化する理由を、彼はほとんど提示していないようにも思える。ブキャナンは、そこへの注視が望ましい理由として、1. 個々の主体の努力を「道徳的に調整」することへ向けた「焦点（focal point）」を提供できること（Buchanan 2013: 7）、2. 国際法が、自身を改訂する中で道徳的不同意に対処する自己改善機能をもっていること（7-8）、3. 国際法は「執行へ向けた潜勢力」をもがゆえに集合行為問題の解決に貢献できること（8）、国際法的な合法性のゆえに各国の公務員に影響力を持ち、「道徳が要求するものに関する議論の余地を狭くする」ことを挙げる（9）。ただ、これらの理由はあまり説得的でないと思う。第1に、行為主体の努力調整それ自体は、道徳的権利とてそれらが人々の行為を導くものとして予見可能性を提供するならなしうるものだ。第2に、道徳的不同意への対処にあたり、国際法的人権システムが対処可能性を持つ範囲の不同意に限定することの望ましさも問われる。第3に、法的執行可能性と集合行為問題の解決は独立である。第4に、そもそも合法性によって道徳が法に要請するものに関する思考の余地を狭めることそれ自体が論争的である――しばしばリーガリズムの名で批判されてきたことの一面である。

33 もちろん、それらの参照や影響の様態について、例えば法源や判決に至る影響関係の理解について、論争があるところではある（e.g., 松田 2019; 山元 2023：III 部）。

ことは、まったく自明ではない。

第２に、ブキャナン自身が多元的正当化方法論の第４階梯において有機的正統性の観念を提示する際、国際的制度と国内制度との区別が重要性を失っていることを認めていた。となると、国際的制度ないし国際法と、諸国の国内制度ないし国内法は、どちらが〈中心〉なのか、なお深刻に問われる。もちろん、その答えは、中心性の意味内容の解釈によるだろう。とはいえ、少なくとも３つのことが指摘されるべきである。第１に、ブキャナン自身が認めるように、国内制度と国際制度が混淆しつつあるとしたら、中心性観念の曖昧さは、なお顕著となる。第２に、そうだとしたら、ブキャナンが国際法的人権システムに焦点を当てることの適切性はなお疑わしくなる。歴史社会学者Ｌ・ハントは、例えば不可避的に起こるローカルな歴史とグローバルな歴史の緊張の中では、より「広い文脈」に位置づけ、多様な要素に尊重を払うことを「尊重（respect）の倫理学」という言葉のもとに求める（Hunt 2018: 103-115=2019: 96-107）。もしこれを受け入れるなら、国際的場面のみならず多様な場面での人権の言語を認識し、捉えることが重要だろう。「研究者が人権のグローバルな拡大を研究しようとすれば、国連やさまざまな非政府組織での人権という言葉の使われ方を研究すればこと足りるというわけではない。多くの異なる国での政府そして非政府的領域における人権という言葉の使い方を含めなければならない」（Hunt 2018: 104=2019: 97）。そして第３に、そうして人権の語が把握されるべきだとしたら、人権には複数の概念があるとし、国際法的人権と道徳的人権を区別する多元的正当化方法論の出発点は、結局、国際的かつ国内的に我々の人権言語実践が成立しているという事実、あるいは少なくともそれらの関係に関する説明を提示し得ないことを導く。

国際法的人権システムへ焦点化した第１階梯における理論の出発点の規定はこうした難点を孕み、そもそも採用されるべきでないと思われるが、以下では、第１階梯を仮に受容して、検討していきたい。

6.2. 第2階梯：国際法的人権システムを有するべきことの論証について

ブキャナンが示す、国際法的人権システムを有するべきことの論証は、（1）便益からの論証、（2）国際秩序の正当化における必要条件としての論証、（3）国家と政府がもつ特別責務としての論証に区別された。以下、それぞれを論じていきたい。

6.2.1. （1）便益からの論証について

この論証については、まず、この論証が訴えうる宛先はかなり限定されることが指摘されるべきである。すなわち、ブキャナンが挙げる便益は、〈どのような存在〉の〈どのような便益〉か、という問いへの答えによって、そもそも便益として認識されるかが曖昧となる。彼が挙げる7便益から明らかなように、ブキャナンは、〈どのような存在〉に当たるものとして、国内権利章典、国家、立憲的諸権利、国際人道法、環境問題の被影響者や無国籍者、外国籍居住者を提示する。〈どのような便益〉かの問いへの答えとして、バックアップ機能、正統性、より良い理解、道徳的発展、考慮、政府による応答、を提示する。

しかし、これらが便益とはならない、あるいは便益とならないと信じる集団もいる。例えば、近年のグリーンランドにおける氷河の融解は、氷に閉ざされた冬季にも漁を可能とし、さらには多くの天然資源が眠るグリーンランドにおける掘削・輸出コストを下げるといわれる。さらにはそれらのことによる便益が、デンマークからのグリーンランドの独立に資するなら、気候変動は自治政府を超え、独立を切望していた人々の便益になる[34]。あるいは、人々が便益を得ると〈信じる〉ことが支持を導くということを強調しても、例えば、気候変動が生活に大きな影響をもたらさないと信じる集団や、難民になるおそれがないと信じる集団がいる。国際法的人権システムが与える便益は、地球において

[34] TBS　NEWS DIG「気候変動で変わるグリーンランド【報道特集】」2022年11月13日公開（2022年12月1日アクセス）
（https://www.youtube.com/watch?v=ubVD18SM_Ec&ab_channel=TBSNEWSDIGPoweredbyJNN）

遍在するわけではないのである[35]。だとしたら、便益からの論証は、それが訴えうる存在がかなり限定されていることになる。

次に、より問題含みとなるのは、便益と支持の概念的関係に関わる問題である。すなわち、ある制度から便益を得ることは、その制度を支持すべきことを含意しない。したがって、国際法的人権システムを有することの便益によって、それを支持することを論証はできない。これを明らかにするため、以下をまず確認しよう。

〈人がある存在から便益を得る〉とき、〈人はその存在を支持するべきである〉が導出されるためには、〈人は便益を与える存在を支持するべきである〉という前提Ｐが必要である[36]。

この前提Ｐについて、我々は複数の解釈をすることができる。

私が非限定的解釈と名付けたいものは、支持されるべきＰにおける「便益を与える存在」について、まさに〈その（the)〉便益を与えてくれる存在には限定せず、他の「便益を与えうる（can）存在」とも捉える。だから、今便益を与える〈その（the)〉存在のみならず、他のありうる存在も支持の潜在的候補となる。つまり、複数の便益を与えうる存在がある場合には、今便益を与えてくれる〈その〉存在を支持すべきかが論争的になる。この論争性を顕著に示してくれる一例が、前提Ｐの正当化論拠として、より便益を与えてくれる存在を

[35] これに対して、グローバル世界においてリスクは常に存在する、あるいはそう捉えられることになる、というリスク社会論からの応答がありうるかもしれない。例えば、U・ベックは、世界リスク社会において、リスクがないところは世界中のどこにも存在しないという（ベック 2010: 125)。しかし、リスク認定が政治化されざるをえないとしたら（瀧川 2010: 104)、ベックも認めるリスクの偏在性は（ベック 2010: 32)、それに対処する便益よりもコストを高く評価することも合理的と一部の空間においては判断されうることを導くだろう（cf. 中山 2010: 121)。つまり、ある制度・施策の便益が均等に認識されるとは限らず、世界リスク社会の自覚による、（便益に関する）コスモポリタン的共通感覚の生成（ベック 2008: 58-9; 森元 2010: 115-6）といった事態はほとんどありそうにない。であれば、こうした議論はブキャナンによる便益からの論証の手助けとはならない。

[36]〈支持をすべきである〉という箇所に、〈政治的責務を負う〉を代入すると、利益（≒便益）にもとづく政治的責務の論証となる（cf. 瀧川 2017: 142)。国家に対する当該責務に関する検討として、瀧川（2017: 第 III 部）が示唆に富む。

支持すべし、という自己利益最大化を用いる場合である。この場合には、現行存在がなんらかの基準から便益を与えてくれているとしたとしても、他の存在がさらに便益を与えてくれうるなら、〈その〉存在の支持は導かれないことになる。このように、非限定的解釈においては、〈その〉存在はあくまでも他のありうる可能性と比較検討され、支持がされるべきか考えられることとなる。自然本性的構想が、便益に、人々が持つ人権の基礎と関連する利益を代入し、そうである限りで当該制度が創出・維持されるべきだと論じるとき（Sen 2004; Gilabert 2018: 59-60; 木山 2022a: 112）、非限定的解釈の発想が採られている。そこでは、便益を与えてくれるからといって、〈その〉制度への支持が導かれるとは限らない。

他方、私が限定的解釈と名付けたいものは、支持されるべきＰにおける「便益を与える存在」を、今便益を与えてくれる〈その〉存在と捉える。こうした限定的解釈を正当化する有力候補は、感謝・報恩の要請である[37]。しかし、前提Ｐが感謝要請と解釈されたとき、それが成立するかは疑わしい。すなわち、〈その〉存在のある側面に感謝することは、当該存在を支持すること（なかんづくその存在が〈存在し続けること〉を支持すること）を含意しない。これを明晰にするため、以下のような仮想事例を考えよう。

猛暑の中、コンクリートから熱波が反射するものの通行人が少ない大学Ｕに務める教員Ｔが、学生Ｓを見た。学生Ｓは、財布を忘れたために、自動販売機で水も買えず、建物内の水道を利用しようにも、入館証も財布の中に入れていたために入館できず、脱水症状を呈しつつあった。ＴはＳを研究室に招き入れ、非常時用に備えていた５杯の高級経口補水液を供与した。こうした行動を、〈教員としての存在〉の役割に関するＴの理解によるものだとしよう――言い換えればＴは教員として高い徳をもっているからそうした供与をした[38]。（教員とし

[37] これ以外に、前提Ｐの正当化として何がありうるかなど、お考えがある読者には、ご教示をいただければ幸いに思う。
[38] 報恩が「慈善の徳を促進する」ことから正当化されるような、「徳倫理から派生する」ものであるという理解を、私は瀧川（2017: 154）に負う。

ての役割がなければ、Tは当該の高級経口補水液と同じ額を、例えば国際援助団体に寄付したとしよう[39]。）

この仮想事例をみたとき、そこではSはTから便益を得ていると我々は言いうるだろう。そしてこの事例で「恩人に対してその恩に報いるべきである」（瀧川 2017: 154）という報恩の要請を認めるなら、SはTに対して少なくとも感謝することが、要求されそうだ。

しかし、このことは、SがTの〈教員としての存在〉を支持する義務をなんら示さない[40]。例えば、Tが大学Uで幾度かの性犯罪に及んで逮捕・起訴・有罪とされ、UがTを懲戒解雇する決定を下したが、Tは不当解雇だとして無効を主張しているとしよう。この際、SはTの〈教員としての存在〉を支持する義務――例えばTの主張に賛同する義務――を何ら有さない。というのも、SがTから便益を得ているということから導かれる報恩義務の内容は、教員として徳が高い行為に感謝をするということであって、性犯罪に及ばないという義務違反に対する評価とは関わりないだろうからだ。まさに、「ある人が重大な利益を与えてくれたとしても、その人の命令に従うことは感謝の義務に含まれない」（瀧川 2017: 157）のと同様に、ある人から便益を得たことはその人の存在を支持すべきことを含意しない。

[39] Tが教員としての役割に道徳的重みを認めず、また、功利主義的考慮事項をも重視し実際そう行為する者（かつ国際援助団体の有効性を確信する者）であれば、その人に高級経口補水液を供与するのではなく、より多くの生を救うべく、Sに用いうる金銭相当額を国際援助団体に寄付をするだろう。〈xちゃんを救おう〉という募金を、国際援助団体への経口補水液の寄附に比して「壮大な金銭の無駄」（安藤 2009: 29）とする安藤馨は（教員としての役割に関する考慮を除けば）そういうかもしれない。（もちろん、こうした形での国際援助団体の有効性とて、極めて論争的である。特に功利主義と関連させた邦語での批判的検討として木山（2018）がある）。）

[40] 人によっては、報恩義務は支持の一応の義務を出すのみで、容易に覆されるものなのだ、というかもしれない。つまり、本文中で提示する義務内容の範囲の問題――報恩に支持が含まれるか否か――ではなく、支持の義務の重みが問題だとする。その人の行為への感謝の念がその人が存在していることへの感謝をしばしば導くことを人間の一般的性向として受け入れてもよさそうだから、私はこうした解釈に敢えて反論しようとは思わない。ただ、その重みは容易に他の考慮事項に覆されうるものであって、そうした理由づけに基づいて国際法的人権システムを擁護するのなら、その擁護は極めて不安定となることは指摘されて良い。

こうして、ある存在から便益を得ていることが、感謝を要求するとしても、その要求内容は限られており、〈人は便益を与える存在を支持するべきである〉という主張は正当化されない。だから、限定解釈の正当化論拠として感謝・報恩要請を見出すなら、現存のもののような国際法的人権システムがある人に便益を与えていたとしても、その人はそれを支持すべきとは導かれない。

まとめよう。一方で、我々がPの非限定解釈をとるなら、現行の国際法的人権システム以外のものの方が便益を提供するかもしれず、その便益による論証は極めて不確定的となる。他方で、Pの限定解釈をとるなら、それを正当化する有力候補たる感謝・報恩にもとづくものは、成功しない。

では、次の論証はどうだろうか。

6.2.2.（2）国際秩序を正当化する必要条件としての論証について

ブキャナンによるこの論証は、現行国際秩序を前提としつつ、それが欠陥をもつがゆえに、その欠陥に対処する国際法的人権システムが現行国際秩序正当化における必要条件となるとする。

しかし、こうして現行国際秩序を所与として論証を行うことは、現行国際秩序固有の問題をも所与としてしまう。例えば、ブキャナン自身、国際法的人権システムであっても国家間の極めて大きな権力の不均等性や、グローバルな基本構造が生ぜしめる福利欠損に対処し難いことを認めていた。

しかし、こうした国際秩序自体は、他の選択肢にも開かれているはずである。例えば、後述する世界国家連邦の提案などは、他のありうる国際秩序構想の可能性を示唆する。それは、現在の国際秩序（およびそれに付随する問題）を所与とするあり方からは導かれない。だとすれば、現行国際秩序を前提とせず、むしろそれを別の形での制度創出によって置き換えたり、他の制度創出と現在の制度との（暫定的）関係を導いたりするための理念こそが求められることになる[41]。

[41] 例えば、道徳的人権がそうした機能の一部を果たすだろう。

こうした理念に対し、現行国際秩序を前提とするブキャナンの発想は位置を与えられない。

6.2.3.（3）国家と政府がもつ特別責務にもとづく論証について

この論証は、国家と政府がもつ特別責務が存在するとして、国家が国際法的人権システムを支持するべきことの論証であった。つまり、国家が国際法的人権システムを支持するべき理由を、国際秩序からの受益性と位置性に求める論証であった。以下、簡単に所見を付したい。

まず、ブキャナンによる前提、すなわち、受益性と位置性が責務を創出することについて、多くの自然本性的構想の論者（およびより広く倫理学者）も首肯できるように思われる。例えば、ロールズ流の消極的義務は、「他者に危害を加えたり傷つけたりしてはならない」ことを要求する（Rawls [1971]1999: 98=2010: 153; Pogge 2005: 34=2007: 102）。そして、T・ポッゲが論じてきたように、不正な制度から便益を得るということが危害にあたり消極的義務の違反であるとすれば[42]、そのことは、積極的な責務を生起させると論じられえよう。あるいは、権利侵害に関わる位置性や関連する能力が、義務ないし責務を生起させるというのは、多くの自然本性的構想の論者が首肯するところである（Griffin 2008; Gilabert 2018）。

しかし、ブキャナンは、こうした責務は国家に生じると論じる。受益性と位置性により責務が創出されるのは、なぜ個人ではなく国家なのだろうか。そもそも、自然本性的義務は、ロールズによって「諸人格が取り結んでいる制度上の諸関係とは関わりなく諸人格の間に存立するもの、平等な道徳的人格としての全員の間に存在するもの」（Rawls [1971] 1999: 99=2010: 155）ものとして描かれた。そして、そのひとつとしての正義の義務は個人に、自身に過度の負担とならないなら、「現存する正義に適った制度を支持しかつ遵守せよ」「まだ

[42] 例えばポッゲは巨大な不平等を包含する国際秩序について、植民地化等過去の不正が依然そこに影響しているとし、そうした秩序の維持を消極的義務違反と捉え（Pogge [2002] 2008: 210=2010: 312）、当該義務違反が変革義務を生じさせるとする。

確立されてはいない正義に適った制度的アレンジメントを前進させよ」と命じるとされた（Rawls [1971] 1999: 99=2010: 155）。つまり制度的アレンジメントを維持したり変容させたり創出したりする、個人義務としてロールズは自然本性的義務を描いた。国際秩序について言っても、『正義論』におけるロールズ自身が、国際秩序を規制する諸原理――「諸国民の法（the law of nations）」――の目的の一つを、「国家行動における自然本性的義務の承認を保証すること」（Rawls [1971]1999: 99=2010: 155）として描く。こうして、（少なくとも『正義論』のロールズにおいて）国際秩序は、自然本性的義務を有する諸個人の観点からして、それを保証するという道具的側面も含めて構想されていた。

対照的にブキャナンは、国家がもつ国際秩序の変革義務を、自然本性的義務だという（Buchanan 2013: 131）。しかし、なぜ義務を負うのが国家なのだろうか。個人の視点からすれば、なぜ国家を通じて義務を果たさなければならないのか。より正義に適った制度構築であれば、国家が主たるアクターとなる制度的秩序以外の構築が適切かもしれない。例えば、「ビジネスと人権」がその像を拓くような、人権の規範が市民や NGO によって達成されていく世界のように。であれば、そうした制度創出（ないし相互行為）を導く理念こそが必要となる。やはり、例えば、道徳的人権がそうした理念（のひとつ）となるだろう。

以上のように、第 2 階梯における国際法的人権システムを有するべきことの諸論証は、成功しているとは言い難い。

6.3. 第 3 階梯：国際法的人権システムに個々の国際法的人権が含まれることの論証について

先述の通り、ブキャナンは、第 3 階梯において、個々の権利が国際法的人権システムに包含されることとともに、「個人権」の形をとることが望ましいことの論証を示していた。以下では、後者の問題に対するブキャナンの構想に対し、特に自然本性的構想との比較において、頑強な論証であるのか検討を加えたい。

既述のように個人の「固有の」尊厳が、個人権の形をとり表現されると考えるブキャナンは、尊厳（個人権）をかなり道具主義的に正当化しようとする。す

なわち、国際法的人権システムに見られる福利機能や地位平等主義機能を前提としつつ、当該諸機能と調和し、それら諸機能を肯定するものとして、個人権が正当化されるとする。

他方、自然本性的構想(あるいはかつてのブキャナン(Buchanan 2010→2014))は、福利機能や地位平等主義機能がなんのために存在するのか、という問いに、尊厳のため、と答える。例えば、そうした論者らの一部（Eddy 2007: 300-301; Buchanan 2010 → 2014: 90, 104; 木山 2022a: 6 章）は、尊厳概念には、何らかの意味での自律とつながるような地位の保護とともに、平等な地位と関わる社会比較的次元が含まれていると論じている。だから、こうした論者らは、福利を保護するような諸権利、あるいは平等主義的な諸権利を、国際法が数多く含むことについて、尊厳の保護を目的とするものと理解する。つまり、福利機能や地位平等主義機能はなぜ存在するのか、という問いに尊厳のため、と答える[43]。

こうして自然本性的構想からすれば、第 3 階梯は、福利機能や地位平等主義機能の存在が国際法的人権システムに存在することを所与とするのみで、なぜそれらの機能が存在すべきなのかの理由を与えない点で、不満足なものに映る。そして、そうした理由を尊厳概念にもとづいて示しうる自らの構想の方がより頑強に個人権の形態を正当化できると考えることになる。

とはいえ、こうした不満足さの懸念に応えるべく、ブキャナン自身が福利機能や地位平等主義機能が国際法的人権システムに存在すべき理由を提示しよう

[43] ブキャナンは、国際法的人権システムは人間に固有の尊厳に基礎を置く形で正当化されるとする見解について、3 つの理由から判断できないとする。第 1 に、国際法的人権システムの機能は尊厳の語を抜きに説明でき、少なくとも当該システムの「機能的特性」の説明について尊厳の語は必要ないこと。第 2 に、国際法的人権システムの主たる機能たる、地位平等主義機能・福利機能・主権制約機能を、尊厳の概念抜きに説明できること 。第 3 に、国際的な人権文書において尊厳概念は曖昧に用いられており、当該概念に依拠する形で国際法的人権システムが正当化されるべきか論争的であることである（Buchanan 2013: 98-99)。ブキャナンにとって、尊厳（個人権の形をとること）は、国際法的人権システムの正当化において、説明の対象なのであって、当該システムの正当化がそれによってなされるものではない（Buchanan 2013: 99)。

としているから、その検討をしてみよう。

ブキャナンは、国際法的人権システムの目的が個人の脆弱性の保護にあるのなら、福利機能は容易に擁護されるだろう、という（Buchanan 2013: 49）。私には、この点についても、個人の脆弱性の保護が、ブキャナンがほとんど福祉国家的と呼ぶほどの福利保護を要求しうるのか疑わしく思われるが[44]、この点は措こう。より問題含みなのが、ブキャナンにおける地位平等主義機能の正当化である。彼自身、地位平等主義機能について、それを支持する論証を提示することは難しいと認める。というのも、既述のように個人の利益に依拠させるとバリエーション問題が生じてしまうからだ（Buchanan 2013: 137）。ブキャナンは、かなり苦渋の選択として、おおむね以下のような理由づけを示す。〈個人の平等な地位が掘り崩されると基本的福利さえ掘り崩されるが故に国際人権法は地位平等主義機能を持つべきだ〉という理由づけである（Buchanan 2013: 138）。

しかし、これはかなり脆い理由づけであるように思われる。例えば、権威主義国家のように平等な地位を認めていないが、しかし福利をよく保護する国を想定することは容易である。実際、そうした側面が我々の生きる世界では指摘されてきた。例えば、貧困削減を主眼としたミレニアム開発目標（MDGs）の達成は、大部分権威主義国家中国によってもたらされた（小林2014; 小林2015）。

幸いなことに、我々は、ブキャナンによる、利益に基づく地位平等主義の説明不可能性に関する主張は不適切であることをみた（4節）。そうであれば、劣等者とされないことに関する利益に基づく、地位平等主義機能を構成する諸権利の論証を、我々は依然維持することができる。

44 ブキャナン自身、福利機能を福祉国家的に捉えることが論争的であることは認めているし（Buchanan 2013: 88）、むしろ国際的人権実践は（現代平等論の言葉を使えば）平等主義的というよりミニマルな十分主義的なものにとどまってきたという歴史学者もいる（Moyn 2018: 214, et passim）。

6.4. 第 4 階梯：国際法的人権システムにおける諸制度の正統性の論証について

以上の検討から示されたのは、国際法的人権システムを保持することの論証、そこにおける個人権の包含に関する論証に対し、利益に基づく道徳的権利として人権を描くことが擁護されるべきことである。

そして、第 1－3 階梯で正当化された国際法的人権システムを担う諸制度が、彼のいう意味で「正統」だとブキャナンが主張することもまた、問題含みである。

これは、極めて低く設定されうる正統性尺度とその国際制度への応用に由来する。

ブキャナンは、制度により適用されるべき尺度の高さが異なるとしつつも、制度の不在と比べ制度がより優れていることによって制度が正統性をもつことを承認しうる議論を、メタ調整的見解の提示にあたり展開していた。しかし、どうして正統性評価における比較の参照点は、「制度の不在」というかなり低いレヴェルなのだろうか。

ブキャナン自身は、メタ調整的見解は現実世界においてしばしば引き合いに出されている、といったことを述べるものの（Buchanan 2013: 177)、当該の正統性理解の正当化論拠をほとんど示していないが、想定される理由は、以下のようなものだろう。すなわち、〈ないよりマシ〉という低い基準により、〈広範な支持〉を獲得しうるという想定である[45]。

しかし、第 2 階梯における検討で述べたように、便益の存在は、支持すべきことを含意しない。加えて、〈ないよりマシ〉という便益によって支持に値するものと捉えるのは、ありうるオルタナティブの制度を目指す者からすれば、現状維持的な抑圧にすぎない。よりよい制度の構築を目指す者からすれば、〈ないよりマシ〉であることは支持をされるべき制度の必要条件であっても、その十分条件にはなりえない。

---

[45] 制度は「内省されるわけではない習慣（unreflective habit)」から十分な数の人々が支持するならよく機能する、とブキャナンが述べるとき、正統性尺度と広範な支持を結びつけたいブキャナンの態度が幾分顕わとなる（Buchanan 2018: p. 55)。

こうした現状維持的な抑圧を国家中心的国際秩序における国際制度の文脈で言えば、すべての国家（ないし市民）が〈ないよりマシ〉と言ったとしても、極めて不公正ないし不正な秩序が維持されるような像が現れてしまう。

これをよく示す議論が、国際政治学者S・クラズナーにより示されている。クラズナーは、国際的舞台においては国際的な制度的アレンジメントなしには、すべての当事者がより悪い状況におかれることを承認する（Krasner 1991: 337）。しかし彼は、そうだとしても、制度的アレンジメントの選択においては相対的なパワーが大きな影響をもつと論じる。

例えば、ある制度の設立は、誰の状況も悪化させずに全員の利益に資すなら、パレート最適といえる。国家を主たるアクターとして描きながら国際制度を説明しようとする国際政治学理論の多く――例えばR・コヘインらのネオリベラル制度論――は、どのようにプレイヤーが相互協働（mutual cooperation[46]）によってパレート最適を達成しうるかに注意を払ってきた（Krasner 1991: 334-342）。しかし、一般的に言えば、パレート最適な解はひとつのみではなく、集合となる（パレート・フロンティア上の諸解）。とすれば、それらのパレート・フロンティア上の解のうちで、どの点が選ばれるかも問われる（Krasner 1991: 340）。クラズナーの主張は、国際制度[47]においては、協働が存在したとしても（＝パレート・フロンティアに至ったとしても）、調整（coordination）問題（＝パレート・フロンティア上のどこを選ぶかという問題）においては、パワー、なかんづく諸国家の相対的な「交渉パワー（bargaining power）」（Krasner 1991: p. 337）が影響している、ということだった（Krasner 1991: 349, 351-357）。例えば、国際制度の創出において、大国が交渉パワーをルール形成において行使することで、自国に都合の良い調整点を設定してきたように（Krasner 1991: 360）。

---

[46] 国際政治学における cooperation の定訳は協調であろうが、本論文では協働を当てている。

[47] 彼が分析するのは、テレビ・ラジオのようなグローバル・コミュニケーションメディアに関する制度である（Krasner 1991）。

つまるところ、国際制度が生み出されることは制度の不在と比して〈ないよりマシ〉とすべての関係する主体が承認し得たとしても、依然当該制度を通じたなんらかの価値あるものの分配が非対称な権力によって極めて偏りうるとしたら（Krasner 1991: 360-366）、正統性の尺度をなぜそこまで低くするのか。特に、ブキャナンが、正統な制度は「尊重（respect）」の対象となるべきであり、その欠陥への応答は、「変革」となる――革命、バイパス、破壊ではない――という主張をなす際には、当該制度がほとんど変更可能性がない極めて非対称な関係を含んでいるとしてもそれを理論的前提とし、代替的制度の創出を拒否する、あるいは少なくとも我々の自然本性的義務と関わるエネルギーを当該制度の内部に閉じ込めるような態度が現れている。

とはいえ、本論文が示す、メタ調整的見解としての正統性概念では例えば不正・不公正などの問題を含む制度を維持してしまうという議論に対し、ブキャナンは、以下のように応答するだろう。すなわち、彼が（常識として）ほとんど論証なく提示するメタ調整的見解の「常識的尺度（commonsensical criteria）」の中に、深刻な不公正の排除といったことが含まれる、と応答するだろう。

しかし、こうした「常識的尺度」としての正統性の内容は、先の制度の不在と比した便益からの尺度提示とは独立である。とすれば、一方で「常識的尺度」内容を採用することは、後者の尺度を要素として含むメタ調整的見解を提示する意味をほとんど失わせる。他方で、彼が国際法的人権システムの正統性評価にあたり、かなり低い正統性尺度を示すように、制度の不在時とくらべ、制度が優れていることをもって支持を要求するとしたら、それはほとんど現状の制度の正統性の名の下で、その制度の下での巨大な問題を許容することになる。ブキャナン自身、（国際法的人権システムに関し）多くの場合にデモクラティックではない制度も正統であり、支持に値するとするように（Buchanan 2013: 189. 193ff）。

この、問題が残存する制度への支持以外の態度がほとんど許容されないという問題は、彼が有機的正統性の観念を持ち出すとき、なお悪化する。そこでは、有機的正統性の観念は、個々の制度に関し批判・撤廃をする、当該制度に代わ

る新たな制度構築の可能性を奪う議論となってしまう。

これを明らかにするため、以下のような仮想事例とのアナロジーを導入しよう。アカデミック・ハラスメントを繰り返す教員T' がU大学に在籍している。彼女からのアカハラに苦しむ学生S' が苦難の中、言葉を発した際に、それを聞いた者が、S' に以下のように助言を行ったとしよう。〈U大学の教員はほとんどの人がまともでこの大学でずっと働くに値する先生だよ。彼女みたいな人が多少アカハラをしていたとしても、教員組織全体としてはバランスが取れているんだよ。だから、彼女はこの大学のメンバーとして支えられるべきなんだよ〉。こうした発言を聞いたS' は、それを受容すべきなのだろうか――有機的正統性の観念はそれを命じるだろうが。もし受容すべきでないとすれば、それは、こうした有機的正統性の観念が、T' の存在を追認してS' の苦難を考慮において劣位化していること、それによってT' の問題をS' に理不尽な形で押し付けていることに求められるだろう。こうした状況において、有機的正統性を示すことを念頭に、U大学が不在のときよりもS' は便益を得ていると述べても――実際S' がU大学における教育・研究環境についてT' の存在以外は大いに満足しているとしても――、T' が教員として存在することが許容されることはないだろう。

さて、上記の仮想事例を、国際制度と対照させよう。例えば、S' にウクライナに住む15歳の少年（ないしその適切な代表＝表象者）を、T' にロシアを常任理事国とする安保理を、Uに国連諸組織およびNGOsなど国際法的人権システムを構成する諸制度を対照させよう。それがいかに制度の問題を、特定の人・人々に理不尽な形で押し付けているかがわかるだろう。

このアナロジーから示唆されるのは、有機的正統性が同型の発想をとる以上、欺瞞的であることだ。もし、この観念のように、誰かの苦難を考慮において劣位化し、ある制度の問題をその人に押し付けるべきではないとすれば、含意されるのは、以下のことである。すなわち、個々の制度の問題、あるいは個々の制度が有機的に結びついて生じる問題が、誰の重要な利益を劣位化・毀損しているかに注視する必要性である。もし、何らかの（諸）制度が当該の利益の劣

位化・毀損をもたらしているなら、それら個々の（諸）制度が批判され変革が求められるべきだろう。あるいは変革ができないなら別の組織で置き換え得られるべきだろう――先の仮想事例で言えば、自らの在り方を改められないならT' は解雇され新たな教員 T" が雇用されるべきである。

とすれば、結局、こうした制度変革や創出を導く参照点は、メタ調整的見解にもとづく制度的正統性の尺度、なかんづく有機的なものとして捉えられたそれではあり得ない。より良い制度を導く定点は、現状追認をしばしば導く〈ないよりマシ〉という水準を超えた不公正さに感応的なものとなるだろうし、その際には個々の制度がもつ個人（の例えば利益）への影響も斟酌されるべきこととなる。そして、個人の利益（ないしそれに基づく道徳的権利）の観点からして、現行の諸制度よりも、より良い諸制度が可能ならば、前者が批判され、変革されるべきである。のみならず、既存制度をバイパスした新たな制度を創出を行う道も、個人の利益（ないしそれに基づく道徳的権利）の観点から適切ならば、承認されるべきである。例えば、国連のシステムとは異なる制度を徐々に形成し、諸国家・諸市民の支持を集めることでより正義に適った、あるいはよりデモクラティックな民主的な代替組織を形作るといった発想である――例えば世界国家連邦（World Federation of Nations）はそのような発想に立つ（Murithi 2012: esp. 147）。

第 4 階梯に関する検討の結論をまとめよう。一方で、メタ調整的見解として理解された正統性基準は低すぎるか、常識的尺度に実質的内容を奪われている。その結果、新たな制度創出の可能性を奪ってしまう。他方、そうした制度創出を導くものとして、利益に基づく道徳的権利は存立しうる。

7．結論

本論文の主たる主張を改めて示せば以下の 2 つにまとめられる。

第 1 に、道徳的権利として人権を構想することへのブキャナンの批判は不適切である。国際法的人権の公正な執行のためにこそ道徳的権利が重要であるし、利益に基礎を置くことは、人権実践における平等主義的要素を適切に説明で

きる。

第2に、多元的正当化方法論は不適切である。特に、国際法的人権システムが便益を与えていたとしてもそれは当該システムへの支持を導かない。また、現行国際秩序を与件とする理論構築は、当該秩序の問題に、当該秩序とは別の制度を創出しようとする努力を従属させてしまう。

これらの主張をブキャナンの転向と関連づけて言えば、彼の転向は不適切であった。

本論文の議論は、いくつかのことを含意する。第1に、我々の国際法的人権への態度にも指令を示す。我々は、国際（人権）法における人権リストを前にし、その適切さを考える際に、ブキャナンのように国際法的な制度的メカニズムに依拠するだけではならない（Buchanan 2013: 289-292）。個々の国際法的人権（およびそれをめぐる諸制度）がどのような利益にどう資すものなのか、それを問うていくのが適切である。

第2に、より試論的に述べれば、現行の国家中心主義的なもの――国際法を含めて――と異なる、国際秩序構想への示唆を示す。かなり早くから、E・H・カーのような論者は、「不公正」「不公平」な国際秩序を変更する要求も、例えば平和の名の下で現状秩序の維持に回収されてしまうことを危惧していた（三牧 2022）。そうした危惧が生じる世界においては、「新しい、脱覇権的な世界秩序を展望できるのだろうか」（三牧 2022: 154）という問いが生起する。S・モインによれば、1945年の著書『ナショナリズムとその後』におけるカーは、諸国家の関係の平等化はほとんど実現不可能と捉えて、正義の国際化を遠い夢とし、諸国家が保護しない諸個人を保護することこそ世界秩序は重視すべきとした（Moyn 2018: 94）。道徳的権利としての人権は、現行国際秩序とは異なる制度のあり方、現行制度の枠の外での個人・企業・NGOs等諸主体の行為のあり方を導きうる。ブキャナンは、現行国際法の枠組みの中で人権を考えるべきというが（Buchanan 2013: 7-9）、それを超える国際秩序の構想は、例えばビジネスと人権に関する規範生成が示すように、可能かつ望ましい。そうであれば、我々は、（国際）法的義務をただ果たすことによって、道徳的人権に関する義務

を果たしたとは言えない。そうではなく、道徳的人権のために、制度的および非制度的に、可能なものの範囲を拡張する道徳的義務を我々は負っている――P・ギラバートは道徳的権利の重みに基づくこうした義務を「動態的義務（dynamic duties）」（Gilabert 2018: 79-80, 185）と呼んでいる。まさにこの義務に、我々が人権の重みを踏まえた国際秩序を構想できるかがかかっているのだ。

（参考文献）

Barry, Christian & Southwood, Nicholas (2011) 'What Is Special About Human Rights?' *Ethics & International Affairs*, 25（3）: 369-383.

Beitz, Charles（2009）*The Idea of Human Rights*, Oxford University Press

Buchanan, Allen（2006）'Taking the Human Out of Human Rights', R. Martin and D. A. Reidy（eds.）*Rawls's Law of Peoples: A Realistic Utopia?* Blackwell Publishing. → Reprinted in Buchanan 2010

――――（2008）'Human Rights and the Legitimacy of International Order', *Legal Theory*, 14（1）: 39-70 → Reprinted in Buchanan 2010

――――（2010）*Human Rights, Legitimacy, & the Use of Force*, Oxford University Press

――――（2010 → 2014）'The Egalitarianism of Human Rights', *Ethics*, 120（4）: 679-710 → reprinted in R. Crisp（ed.）*Griffin on Human Rights*, Oxford University Press, pp. 77-113

――――（2012）'Human Rights', in D. Estlund（eds.）*Oxford Handbook of Political Philosophy*, Oxford University Press

――――（2013）*The Heart of Human Rights*, Oxford University Press

――――（2015）'Why International *Legal* Human Rights?' in R. Cruft, S. M. Liao, M. Renzo（eds.）*Philosophical Foundations of Human Rights*, Oxford University Press

――――（2018）'Institutional Legitimacy,' D. Sobel, P. Vallentyne, and S. Wall（eds.）*Oxford Studies in Political Philosophy*, Oxford University Press, 53-78

Buchanan, Allen and Robert O. Keohane（2006）'The Legitimacy of Global Governance Institutions', *Ethics & International Affairs*, 20（4）: 405-37

Buchanan, Allen and Gopal Sreenivasan（2018）'Taking International Legality

Seriously: A Methodology for Human Rights', in A. Etinson (ed.) *Human Rights: Moral or Political?* Oxford University Press

Campbell, Tom and Kylie Bourne 'Introduction', in Tom Campbell and Kylie Bourne (eds.) (2018) *Political and Legal Approaches to Human Rights*, Routledge

Carter, Ian (2011) 'Respect and the Basis of Equality', *Ethics*, 121 (3): 538-571

Cruft, Rowan (2015) 'Human Rights Law Without Natural Moral Rights', *Ethics & International Affairs*, 29 (2): 223-232

———— (2019) *Human Rights, Ownership, and the Individual*, Oxford University Press.

Cruft, Rowan, S. Matthew Liao, Massimo Renzo (eds.), (2015) *Philosophical Foundations of Human Rights*, Oxford: Oxford University Press.

Eddy, Katherine (2007) 'On Revaluing the Currency of Human Rights', *Politics, Philosophy & Economics*, 6 (3): 307-328

Etinson, Adam (ed.), (2018) *Human Rights: Moral or Political?* Oxford University Press

Føllesdal, Andreas (2017) 'Theories of Human Rights: Institutional or Orthodox: Why it Matters', in R. Maliks and J. K. Schaffer (eds.) *Moral and Political Conceptions of Human Rights: Implications for Theory and Practice*, Cambridge University Press

Gilabert, Pablo (2018) *Human Dignity & Human Rights*, Oxford University Press

Hunt, Lynn (2007) *Inventing Human Rights: A History,* W. W. Norton（松浦義弘訳（2011）『人権を創造する』岩波書店）

———— (2018) *History: Why It Matters*, Polity Press（長谷川貴彦訳（2019）『なぜ歴史を学ぶのか』岩波書店）

Ingram, David and Thomas Derdak (2019) *The Ethics of Development: An Introduction*, Routledge

Krasner, Stephen (1991) 'Global Communication and National Power: Life on the Pareto Frontier', *World Politics*, 43 (3): 336-366

Kiyama, Kosuke (2019) 'Human Rights Based on Human Dignity: Defense and Elaboration through an Examination of Andrea Sangiovanni's Critique,' *Journal of Global Studies*, 9: 1-24

Luban, David（2015）'Human Rights Pragmatism and Human Dignity', in R. Cruft, S. M. Liao, M. Renzo（eds.）*Philosophical Foundations of Human Rights*, Oxford University Press

Maliks, Reidar and Johan Karlsson Schaffer（eds.）（2017）*Moral and Political Conceptions of Human Rights: Implications for Theory and Practice*, Cambridge University Press

Murithi, Tim（2012）'Towards the Metamorphosis of the United Nations: A Proposal for Establishing Global Democracy', in D. Archibugi, M. Koenig-Archibugi, and R. Marchetti（eds.）*Global Democracy: Normative and Empirical Perspectives*, Cambridge University Press

Mayr, Erasmus（2018）'Instrumentalism and Human Rights: A Response to Buchanan and Sreenivasan', in A. Etinson（ed.）*Human Rights: Moral or Political?* Oxford University Press

Nickel, James W.（2007）*Making Sense of Human Rights (Second Edition)*, Blackwell Publishing

Moyn, Samuel（2018）*Not Enough: Human Rights in an Unequal World*, The Belknap Press of Harvard University Press

Pogge, Thomas（2005）'Real World Justice', *The Journal of Ethics*, 9: 29-53（神島裕子改題・児玉聡訳（2007）「現実的な世界の正義」『思想』993: 97-123）

――――（[2002] 2008）*World Poverty and Human Rights: Cosmopolitan Responsibilities and Reforms 2 Edition*, Polity（立岩真也監訳（2010）『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか：世界的貧困と人権』生活書房）

Rawls, John（[1971] 1999）*A Theory of Justice: Revised Edition*, Harvard University Press（川本隆史・福間聡・神島裕子訳（2010）『正義論：改訂版』紀伊国屋書店）

――――（1999）*The Law of Peoples with 'The Idea of Public Reason Revisited,'* Harvard University Press（中山竜一訳（2006）『万民の法』岩波書店）

Raz, Joseph（2010）'Human Rights without Foundations', in S. Besson & J. Tasioulas（eds.）*The Philosophy of International Law*, Oxford: Oxford University Press

――――（2015）'Human Rights in the Emerging World Order', in R. Cruft, M. Liao, and M. Renzo（eds.）*Philosophical Foundations of Human Rights*, Oxford

University Press
Ruggie, John Gerald（2013）*Just Business: Multinational Corporations and Human Rights,* Norton（東澤靖訳（2014）『正しいビジネス：世界が取り組む「多国籍企業と人権」の課題』岩波書店）
Sangiovanni, Andrea（2017）*Humanity without Dignity: Moral Equality, Respect, and Human Rights*, Harvard University Press
Sen, Amartya（2004）'Elements of a Theory of Human Rights', *Philosophy and Public Affairs*, 32（4）: 315-356.
Srinivasan, Amia（2021）*The Right to Sex,* Bloomsbury（山田文訳（2023）『セックスする権利』勁草書房）
Tasioulas, John（2018）'Exiting the Hall of Mirrors: Morality and Law in Human Rights', in T. Campbell and K. Bourne（eds.）（2018）*Political and Legal Approaches to Human Rights*, Routledge.
Waldron, Jeremy（2012）*'Partly Laws Common to All Mankind': Foreign Law in American Courts*, Yale University Press.
安藤馨（2009）「あなたは『生の計算』ができるか：市民的徳と統治」『別冊「本」RATIO』6: 26-49
井上達夫（2012）『世界正義論』筑摩選書
川島聡・菅原絵美・山崎公士（2021）『国際人権法の考え方』法律文化社
木山幸輔（2018）「功利主義と支配：リバタリアン・パターナリズムの擁護論から」田上孝一編『支配の政治理論』、182-196
――――（2022a）『人権の哲学：基底的価値の探究と現代世界』東京大学出版会
――――（2022b）「デモクラシーに関する、種を播くための序論的考察：本質的論争性と脱論争化、ブレナン『デモクラシーに反対する』、熟議デモクラシー、哲学対話に簡単に触れながら」宮坂渉編集代表『熟議民主主義×科学技術×法学の共振と相互連関：新研究領域のシーズ』（『筑波法政叢書』3）、42-67
小林誉明（2014）「「ガバナンスを通じた貧困削減」の現実的妥当性：MDGs に内在するトレードオフ」『国際開発研究』23（1）: 59-72
――――（2015）「新興ドナーの台頭」『アジ研ワールド・トレンド』232: 4-7
瀧川裕英（2010）「グローバル・リスクと世界秩序」日本法哲学会編『法哲学年報 2009』、98-111 頁
――――（2017）『国家の哲学：政治的責務から地球共和国へ』東京大学出版会

中山竜一（2010）「シンポジウムの概要」日本法哲学会編『法哲学年報 2009』、118-129
福島弦（2022）「これからの「正統性」の話をしよう：国家の規範的正統性の概念分析」政治思想学会編『政治思想研究』22: 274-305
ベック、ウルリヒ（2008）島村賢一訳『ナショナリズムの超克：グローバル時代の世界政治経済学』NTT 出版
ベック、ウルリヒ（2010）島村賢一訳『世界リスク社会論：テロ、戦争、自然破壊』ちくま学芸文庫
松田浩道（2020）『国際法と憲法秩序：国際規範の実施権限』東京大学出版会
三牧聖子（2022）「E・H・カーの誘い：「リベラルな国際秩序」を超えた世界秩序へ」佐藤史郎・三牧聖子・清水耕介編『E・H・カーを読む』ナカニシヤ出版、137-156
森元拓（2010）「政府ネットワークとコスモポリタン的共通感覚：瀧川報告へのコメント」日本法哲学会編『法哲学年報 2009』、112-117
山元一（2023）『国境を越える憲法理論：〈法のグローバル化〉と立憲主義の変容』日本評論社

（きやま　こうすけ）

（2023 年 02 月 21 日受理）

Summary of an Article in English

Human Rights Justified as International Legal Human Rights, not Moral Human Rights? A Critique of Allen Buchanan's Turn on Human Rights

KIYAMA Kosuke, PhD

Assistant Professor, Faculty of Humanities and Social Sciences, University of Tsukuba

This paper tries to answer the question: Should we justify human rights as international legal human rights, not as moral human rights? It especially focuses on recent arguments by Allen Buchanan, who answers the question affirmatively. The paper divides its arguments into two segments. First, it examines Buchanan's rejection of reliance on moral human rights in thinking about international legal human rights. Contrary to his criticisms, the paper insists that there are weighty reasons to envisage human rights as moral rights. The reasons shown include that moral rights can compensate for the enforcement deficit, achieve fairness in allocating duties, and explain egalitarian elements of human rights. Second, the paper analyses Buchanan's pluralistic justificatory methodology for human rights, dividing his strategy into four steps: (1) the setting of the system of international legal human rights as the object and premise of the justification, (2) the arguments for having the international legal human rights system, (3) the arguments for the inclusion of individual rights in the system, and (4) the arguments for the legitimacy of institutions constituting the system. Through the examinations of the four steps, the paper concludes that the pluralistic justificatory methodology does not work because either it contains

serious problems in arguing for having the intonational legal rights system or it subordinates endeavors to create better alternative institutions to the deficiencies of the current international order that defines the system of international human rights. Through the inquiry, the paper claims that we should envisage human rights as moral rights, not merely as international legal human rights.